

1 2 月 1 5 日 (木)

(第 2 日 目)

平成23年第7回南関町議会定例会（第2号）

平成23年12月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（4名）

① 5番議員 ② 1番議員 ③ 2番議員 ④ 10番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境 田 敏高 君

3番 打 越 潤一 君

4番 鶴 地 仁 君

5番 田 口 浩 君

6番 島 崎 英樹 君

8番 山 口 純子 君

9番 橋 永 芳政 君

10番 唐 杉 純夫 君

11番 酒 見 喬 君

12番 本 田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上 田 数吉 君

会計管理者 北 原 耕治 君

副 町 長 本 山 一男 君

総務課長 柳 田 陽一 君

教 育 長 大 里 耕守 君

福祉課審議員 坂 井 智徳 君

まちづくり推進課長 佐 藤 安彦 君

建設課長 堀 賢司 君

教 育 課 長 大 石 和幸 君

住民課長 木 村 浩二 君

経 済 課 長 雪 野 栄二 君

住民課審議員 菅 原 力 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松 本 寛 君 書記 橋 本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただ今から本日の開議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。

5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（田口 浩君） おはようございます。しょっぱなに質問させていただきます。5番議員の田口でございます。

私は、災害に向けてどのように考えておられるかについてご質問いたします。

まず、3月11日の東日本大震災、またその後、台風12号による近畿地方、東北、北海道と、被害が起きております。また、広島では震度5弱の地震も起き、日本列島の半分が何らかの被害に遭われております。それで、私はこの南関町でどのようにその災害に向けての取組みをされているかを今日はお尋ねしたいと思います。どうかよろしくお願いします。

あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（本田眞二君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。

ただいま質問を受けました5番、田口議員の質問にお答えいたします。

質問事項として災害に向けてどのように考えているかということでございますけれども、町では毎年、災害対策基本法の規定に基づき、本町における防災対策の現状把握と災害時における応急措置対策に関し、必要な事項を定めた南関町地域防災計画を策定し、防災活動の効果的な実施を図ることとしておるところでございます。

この地域防災計画におきまして、災害予防計画、風水害対策計画、地震災害応急対策計画及び災害復旧計画を定めておりますので、その内容などにつきましては担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 5番、田口議員の一般質問にお答えします。

質問要旨の1、災害が起きた場合の取組みについてお答えをいたします。南関町の全部または一部に災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であるときには、非常態勢としまして町長を本部長とした南関町災害対策本部を設置し、職員の動員配置計画に基づきます各対策部を編成し、それぞれの任務を遂行することといたしております。各対策部といたしましては、総務対策部、福祉対策部、生活対策部、それから経済対策部、建設対策部及び教育対策部を組織することとなります。総務対策部におきましては、災害対策本部の統括事務を行いますとともに、避難所の開設や気象情報の伝達、あるいは消防団や各関係機関への応援連絡要請などを行います。また、福祉対策部におきましては、災害救助法に基づくそれぞれの対策のほか、食料の確保・調達、医薬品等の調達・配給、救援物資の受付・配分などを行うことといたしております。そのほか生活対策部、経済対策部、建設対策部におきましても、それぞれの所要の対策を講じることといたしております。教育対策部におきましては、児童生徒の安全確保、教育施設の復旧などの対策を行うことといたしております。また、この対策部で応じきれない状況等も考えられますので、災害時における応援協定を南関町建設業協会や、あるいは熊本県産業廃棄物協会、あるいはまた国土交通省九州地方整備局などと応援協定を締結いたしているところでございます。

続きまして、質問要旨2番、避難する際の誘導の方法につきましてお答えをいたします。災害が発生し、あるいは発生する恐れがあるという場合におきましては、地区ごとに避難所を開設しまして、防災行政無線、あるいは広報車などを使いまして、避難の勧告や指示を行い、消防団及び自主防災組織が地区住民の皆さんと協力をして避難誘導を行うこととなります。また、必要な場合におきましては、町において車両等を確保するという手段も考えなければならないところでございます。

町民の皆さんが避難する目安となります勧告等の基準につきましては、その災害の種類及び地域性等によりいろいろ異なりはしますが、大雨・洪水の場合には、各警報が発令され、上流地域における雨量が増加していることにより、さらに水位の上昇等が予想されるときなどといったしております。また、土砂災害の場合は、土砂災害警戒情報が発令され、具体的には例えば斜面から濁った水が流れ出ていたり、あるいは崖などで小石がぱらぱらと落ちるよう現象が確認されたときなどというふうにいたしておるところでございます。

それから、質問要旨の3番、高齢者への配慮につきましてお答えをいたします。高齢者だけではなく、障がい者やあるいは一人では避難が困難な方につきましては、消防団や自主防災組織のほか、民生委員、福祉委員、避難支援者等が連携をし、避難場所へ誘導することになりますが、具体的には南関町災害時要援護者避難支援プランに基づき行うこととなります。この災害時要援護者避難支援プランは、自力では避難できない高齢者や障がい者1人に、支援者を付けて避難を手助けするものでございます。要援護者の避難を迅速かつ適確に行うために設けた制度でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（本田眞二君） 5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 今、詳しく答弁いただきましたけれども、実際起きた場合に、そのようにうまくいくかというのが一番懸念されます。それで、今、総務課長が答えられましたけれども、どんなふうな仕組みというのが、よければ何か図ですね、こんな連絡体制がなってるというようなことは考えておられませんか。よければ、それを各戸に配布してもらえば、もっとよく分かるんじゃないかならうかと思えますけど、いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） どのようなチラシか、ちょっと定かではございませんが、もしできることならば、速やかに実施するという考えはございます。また、自主防災組織が地域にございますので、これら方々の応援も得ながら、あるいは消防団の皆さんとも協力をしながら、そのようなその周知といいますか、具体的な方法等をすることは、もういささかもやぶさかではございません。

○議長（本田眞二君） 5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 町ではこういう立派な防災マップが出来ております。これがですね、何年か前に配られたんですけれども、果たしてこれが家庭に残ってるかどうかというのは定かじゃありません。だから、やっぱりこういう立派なやつじゃなくてもですね、やっぱりぴしゃっと壁にでも貼って、どうすべきかというのを町民の皆さんがやっぱり自覚してもらわにやいかんところがあると思います。だから、ただこんな立派なやつで配っていただいても、本当に各家庭に残ってるかどうかというのは定かじゃないわけですね。だから、やっぱりあんまり金かけないで、ぴしゃっと分かるようなやつを配布した方がいいんじゃないかならうかと思うんですが、その点いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 要するに、これを利用していただく住民の皆さんが、適確に活用できる方法と、簡単・簡潔な 1 枚物というような手作りの要領といいますか、そういった事柄のご提言だというふうに承ります。先ほども言いましたとおり、勉強させていただいて、取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（本田眞二君） 5 番議員。

○5 番議員（田口 浩君） 先ほど、災害の起きた場合の取組みということで、区長さんはじめ、いろんなことがさっき答えられましたけれども、本当に実際に起きた場合に、それが稼動するかなというのが一番懸念されるわけですね。だから、区長さんはともかく、その部落でもそういうぴしゃっとしたそういう方がおられるならばいいですけども、最近、高齢化が進みまして、なかなかさつといくような人材も確保できないところもあると思うんですよね。だから、それを今後どのように取り組まれるか、ちょっともう一回お聞きしたいんですが。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 確かに、議員ご指摘のとおり、特に3.11以降、町民の皆さんのその危機感といいますか、こういったことに対するご意見等は先のまちづくり懇談会においてもご意見を頂戴したところでございます。ご指摘のとおり、役場から配布したものがどんなに立派であっても、それを行動に移す町民の皆さんが理解された上で素早く行動されなければ、当然意味のないものになってまいります。そういうことは非常に私も今感じているところでございますので、今後、議員のおっしゃった意に沿って努力をしてまいります。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 3.11から半年以上過ぎました。それで、この我が南関町では周りが全部山に囲まれております。津波の心配はないけれども、山崩れ、崖崩れの心配がかなり多いわけですね。特に南関町は砂の山が多いですから、崩れやすいと思うんですよね。だから、それで本当にこれはもう身近にいつ災害が起きるかというのはこれは予測できませんので、そういうことでこれに対して深くちょっと考えていかなければならないなという感じがいたします。

それで、避難する場合の誘導方法もさっき課長から述べられましたけれども、一番心配するのが3番の高齢者へのその配慮ですね。これが昔は各家庭にリヤカーがありました。今、リヤカーがありません。寝たきりの方、それから本当に障がい者の重い人なんかというのは歩けません。そういう方をどのように本当に搬送するかなというのが心配されます。よければ、町でも各部落に、昔みたいなリヤカーじゃなくても、もう少しコンパクトなやつでもいいですけども、それをやっぱり配置していただけたらなあと思うんですが、その点いかがでござい
ますか。総務課長、お願いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 確かに、高齢者への配慮というところを考えますと、ちょっと失礼なことになるかと思いますが、時間がかかると、避難する場合にですね、それはあるというふうに思います。それで、議員ご指摘の事柄につきましてはですね、今、災害時要援護者等地域支え合い体制づくりというものを立ち上げたいというふうに町では思っておるわけでございます。これにつきましては町や社会福祉協議会や、あるいは福祉施設とかですね、こういったみんなで一人では避難しがたい、できない人、こういった事柄の人を対象にして、まず地域支え合い体制づくり協議会と、これはまだ仮の名前ですけども、そういった事柄に取り組んで、それぞれのネットワークをもって話し合いをしながら、いわゆる災害時に、いざというときに、いち早く避難できるような体制をとるという事柄でござい
ますが、今おっしゃったような中身のことは、この中においてでも話を進めることができるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今素晴らしいその計画をもたれているんですが、これに対してやっぱ

り早めに取り組みをしながらですね、いかにどうするかというのはやっぱり考えていただいて、年に1回か2回、防災会議か何かというのを設けてもらって、より深く考えていただけたらなと思います。よろしいでしょうか。

今、もう一つ、私が今ご提案申し上げました、運搬の車両なんかの設置を考えていただけますでしょうか、いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、リヤカー程度の運搬車ということでございましたけれども、今はですね、やっぱり時間的にもロスが出てくるんじゃないかなろうかと。今はもう各家庭といいますか、ほとんどの地域にですね、軽自動車あたりがございますので、できればそういうことを利用されるように、支え合いの場をつくってですね、その中で地域につきましてはですね、高齢者がおられるのは分かっと思っていますので、その誰かをですね、誰が誰を災害時には見回りをするんだという話合いがまず先決だと思います。そしてまた、そういう場合にあった場合にはですね、やはり自動車で運ぶような形がいいのではなかろうかと、私は思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 今、町長からご答弁いただきましたけれども、崖崩れした場合にですね、じゃあその車が動かない場合にはどう考えておられますか。私はそれを心配してリヤカーを設置してもらった方がいいんじゃないかなろうかなという思いで、今質問いたしましたわけですね。あくまでもその車が一番速いんですけれども、それが崖崩れでならなかった場合にどういうお考えかをお聞きしたわけです。以上です。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） また、最悪の場合はですね、それとしてですね、やっぱり考えていかなければならないと思います。まず、それは人的な努力も必要かと私は思っております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） まず、やっぱり最悪なことを考えましてね、質問させていただいてるわけでございます。普段のことでしたら、何も心配いらないんですけれども、いかに崖崩れ、山崩れなんかが起きた場合ですね、最終的にどうするかというのもやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと思います。何しろなければいいんですけれども、起きた場合にどうするかというのを考えながらですね、今後取り組んでいかなければならないと思っております。

ちょっとまた繰り返しになりますけど、さっき総務課長からいろんな防災に向けての取り組みを、係のことをおっしゃいましたですね。これをよければみんなに分かるような表なり何なりを作っていただければ、よく詳細にどこにどうというのを、こちらからも災害が起きた場合に知らせる場合にですね、そういうのもやっぱりよければ早うしてもらえればと思うんですが、その点いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） 地域防災計画につきましては、先ほど町長からお答えありましたとおり、毎年1回、地域の団体の方、その中にはもちろん区長さんあたりもおられますし、各団体の代表の方もおられます。その中で協議をさせていただいて、毎年毎年これをし、その時期に合った、その地域に合った計画を策定していつているところでございます。今後ですね、一つこれは国あるいは県においても、いわゆる3.11というような影響がありまして、大幅なその見直しといたしますか、いわゆるこの地域防災計画と申しますのは、災害対策基本法という法律に基づいたところの毎年のローリングの見直しということでございますので、そういった、要は議員が先ほどからおっしゃっておられます、いわゆる町民一人一人へのその周知といたしますか、徹底した配慮といたしますか、そういったところが大切なこととおっしゃっているというふうに思いますので、今後どれぐらいできるのか、先ほどのチラシも含めましてですね、勉強させていただくということをお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 同じことの繰り返しでございますけれども、今まで町のほうで災害に向けての訓練というのはされておりますでしょうか。3.11以後ですね、どこの地区でもやっぱりそういう防災訓練というのが行われております。町ではどのように取組みをされてお考えでございますか、それをお聞きします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） この一番大事になります、いわゆる訓練でございます。私の記憶では、2年か3年前ぐらいだったと思いますが、関東地区の方にご協力をいただいて、実際B&G海洋センターまで避難をしていただくということを実行したことがあります。もちろん町だけではできません。区長会あるいは地域の消防团组织、それから消防団、警察、消防署の協力のもとにですね、実体験をしていただいたという経緯はございます。何度も申しておりますけれども、3.11以後、非常にそういった事柄への関心という言葉が違いかも知れませんが、非常に地域の皆さん、防災体制ということに非常に関心をもっておられます。私自身もそういうふうに思っておりますので、この訓練というのは非常に大切なことだというふうに考えております。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） 考えているんじゃなくて、実施していただかなければ前に進まないと思います。さっき関東だけと言われたけれども、町民全部、南関町全部がですね、そういう防災の訓練に参加していただいて、どこがどうだったというのをですね、やっぱり知らなければならぬと思います。また、町民の皆さんにそれだけ教えなければならぬ面があると思いますので、これはよければ年に1回でもいいですから、そういう訓練をお願いしたいと思うんですが、町長、いかがでございますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） これは人命を守るためにはですね、たいへん必要な行事だと思っております。これまでですね、南関町におきましては、もう10年ぐらい前になるかと思いますが、九州一の防災訓練をしたことがございます。田口議員さんもお存じかと思いますが、町全体を災害地とみなしてですね、したことがございました。そのときはですね、たいへん大がかりな仕事でございまして、経費的にもかなり要ったと思います。町にする場合には経費的なことはあまり言われませんが、少しは要ると思いますので、今後そういう計画を含めたところでの予算化もしなければならぬと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 5番議員。

○5番議員（田口 浩君） こういう避難場所もぴしゃっと明記されているんですが、実際に起きた場合に、本当にみんなが自分のことと思って、みんなが参加してもらえればいいんですけど、なかなか訓練ということになりますとね。参加が少ないんですよね。だから、それを何とかみんなが、もう今3.11から皆さんがやっぱりそれに対しての考えはおもちでございます。だから、やっぱり町としてもそれなりに訓練を設けていただけたらなと思いますので、今後ともよろしくをお願いします。

これでもう質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、5番議員の一般質問は終了しました。

続いて、1番議員の質問を許します。1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） こんにちは。1番議員の井下でございます。

今回は、住民サービスの向上という観点から、住民票の発行について質問したいと思います。現在、住民票の発行は役場庁舎内だけで行われていますが、南関町は公共交通の便も非常に悪く、またご自分で運転されてきても、役場の駐車場が満車という日も結構多いかと思います。そして、何よりも土・日・祭日においては発行できないということです。今、南関町では高齢者率も33%を超え、免許を手放される方も今後増えてくるものと思われます。また、仕事上、どうしても土・日・祭日だけが休みという方もかなりおられると思います。そこで、役場庁舎外においても発行できるようにならないかということです。費用、場所、セキュリティー等のさまざまな問題もあると思いますが、住民の皆さまの利便性の向上を図るためにも、今こそぜひ取り組んでいくべきことだと思います。

そこで質問に入ります。まず1つ目は、22年度において住民票の発行数はどれくらいあったか。2つ目は、役場庁舎内だけの発行に対し、住民からの不満などは聞こえていないか。そして3つ目は、土・日については事前予約という形を今検討されていると聞いていますが、他市においては別場所での発行が可能なのところもあります。このことについて南関町としてはどう思うか、またそのような考えはないか、以上3点です。

この後は自席にて質問を行わせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（本田眞二君） 1 番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました 1 番、井下議員の質問にお答えいたします。

質問事項 1 番として、住民票の交付についての質問でございます。①として、22 年度における住民票の交付はどれぐらいか。2 番として、庁舎内だけの交付に対し、住民からの不満など聞こえないか。3 番として、土・日については事前予約という形を検討すると聞いているが、他市においては別場所での交付が可能などところもある、このことについて南関町としてはどう思うかとの質問でございます。

①、②につきましては、担当課長よりお答えいたします。

③につきましては、他市における別場所にて交付がされております自治体として、近隣では荒尾市さんがショッピングセンター内の市民サービスセンターで職員が常駐による各種証明書の交付や、市税の納付業務などを行っておられます。その中に住民票の交付も含まれております。平成 22 年 6 月から開始されており、年末年始を除く土曜、日曜日、祝祭日も夜 7 時まで業務がなされており、住民サービスの一環として認識をしております。当町におきましては、平常時間外でサービスをどのように行うか、これまでも検討を重ねており、水曜日、金曜日の午後 7 時までの延長制度で対応をしているところでございます。今後、高齢化の進展による高齢者の一人所帯数が増えていくことが予想されますので、交通弱者の皆さんの問題等も含め、より最適なサービスなどのようなものを十分検討していかなければならないと思っております。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 1 番議員、井下議員のご質問の 1 番、2 番というところでお答えさせていただきます。

まず、22 年度において住民票の交付はどれくらいかというふうなご質問でございますけれども、平成 22 年度は交付数が、これは郵送請求分も含みまして 4,631 枚となっております。内訳といたしましては、住民票の謄本が 1,285 枚、住民票の抄本が 3,163 枚、住民票記載事項証明が 183 枚となっております。

2 番目の庁舎内だけの交付に対し、住民からのご不満などの声が聞こえてないかのご質問でございます。直接は私も電話等で、どうしても月曜日に住民票が至急要るようになったので、土曜、日曜で発行はできないかとか、そういったご質問や、またコンビニ等での発行はできないかというふうなご質問が来ているというようなことでございます。

3 番目のことに関しましては、先ほど町長からもお話がございましたけれども、追加説明という形ではございませんけれども、まずうちのほうで考えておりますのは、経費をかけずに対応が可能なものとして、現在検討しておりますのが事前予約制というものでございます。この事前予約制というのは簡単に申しますと、電話での予約サービスということになります。平常

時間のときに前もって電話で受付をすることによって、係で事前にその住民票を用意をしておきます。それをその翌日や翌々日の土曜・日曜日に来庁していただきまして、日直の者が予約者に確認をしながら交付するというものでございます。これは現在、他自治体の状況を参考にしながら検討しておりますが、さらに別途の方法等がないものかも含めて、今後検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） まず、1 番目の人数の分ですけれども、今さまざまな証明書を含めて 4,631 名ということではなされましたけれども、これはそれぞれ校区別に分けた数字というのは分かりますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） なかなかそこまでの資料は、現在のところ取っておりません。校区別の部分は捉えていないということでございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） それでは、本人じゃなくて代理人の方が取りに来られた、そういった本人受取りと代理人受取りのその比率といいますか、そういった数字は把握できますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ご質問のことではございますけれども、まだ現在そこまでの部分も数的には把握をしていないというのが現状でございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） それでは、今のその 4,631 をですね、単純計算で 1 年間平均割ってみますと 12.6 人になります。また、これは土・日・祭日がですね、22 年度は合計 117 日あるんですけれども、これを差し引いたところで 18.6 人になります。そういうふうに考えると、やっぱりこの住民票の交付というか、証明書の交付というのは、非常に毎日必要とされる方が多く、大きい数字だなあとということを思います。

このことを踏まえて、次の 2 番のほうに移りますけれども、不満の声はですね、私の耳にもいろいろいくつか入ってきております。役場まで、南関町は非常に縦長の地形でもありますけれども、わざわざ役場まで行かんでよければいいとにとかですね、あと日曜日なら仕事が休みでいつでも行けるのにといった、そういう声が聞こえています。必要な人は役場まで取りに来てくださいというよりはですね、少しでも交付しやすい状況をですね、環境を整備していくべきだと思いますけれども、その点に関してはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おっしゃっているご要望・ご意見というのは、うちのほうにも届いているようなところでございます。住民票の交付に関しましては、町の第 4 次の行政改革大綱の中で行政改革の具体的推進というふうな項目がございまして、住民サービスの向上というふう

なところがうたっています。その施策としての1番ということで、住民サービスの延長時間、休日対応の充実を図るとうたわれております。方法といたしまして、住民課といたしましては、いろいろなサービスを考えておりますのは、住民票の交付について、周辺自治体で実施されております、例えば自動交付機の設置、あるいはコンビニエンスストアの多機能端末機の利用、あるいは地域の中心的な場所に人を配置して、インターネットの回線を利用した交付サービス等でございます。また、どのような種類のものを交付するかでも考えなければならないということだろうかと思います。それぞれの地域の人口規模や商業地域の形態等といいますか、そういったものの形でサービスの形がその地域に合ったものがあるというふうには考えております。それから、住民票の使用頻度といいますか、利用される数というのも問題もあるのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 今、答弁の中で言われました自動交付機というのは、だいたい概算的でよろしいですけど、いくらぐらい、その機械には必要なんでしょうか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 自動交付機に関しましては、近隣町では長洲町さんのほうで現在使われておるようでございます。長洲町さんのほうでは2台、現在設置されているというふうなことで利用されておまして、その町民カードというカードによって、その自動交付機というのが設置、利用されているということでございます。

その自動交付機といいますのは、見積りを取って確認いたしますと、やはり機器やその周辺の設置のシステムあたりの分も含めまして1,200万円ほどかかるというふうなことも聞いております。以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 非常に高価なものだとは思いますが、この費用の分を除いてでもですね、効果の部分で十分それ自体が住民の方に喜んでいただけるならですね、そのことも踏まえて検討もしていただきたいと思いますけれども、例えばここに2、3ちょっと例を調べてきていますので申しますと、先ほど町長の答弁の中でもございましたが、荒尾のシティモール内に市民サービスセンターを設置してある荒尾市なんですけれども、これは光回線で末端につないでプリンターから発行という形をとられています。このやり方は個人情報等のセキュリティの問題に関して非常にまだ危うい部分、改正の部分もあるとは思いますが、費用的にはその自動交付機ですかね、これに比べたら非常に安くはなるということで返事をもらっています。

この市民サービスセンターはですね、構想が始まってから約2年間かかったそうなんですけれども、その理由がですね、光回線がまだその当時通ってなかったということと、あと民間の施設の一部を借りるわけですから、そこの賃貸料という問題で、約2年間、やっぱりそこは延

び延びになったということを聞いています。例えば、南関町でいえば、全町、光回線がもう通っています。農就センター、ふれあい広場等の町が管理している施設もあります。このことを踏まえて考えていけば、荒尾市よりももっともっと進めやすい状況に、今南関町はあるんじゃないかと思います。

あと、防犯に関しては市民サービスセンターは時間外用にはシャッターを取り付けて防犯には努めてあるということでした。あと、これは荒尾市ではないんですけれども、個人情報の保護という点ではですね、ISOが行っているプライバシーマークセミナー、Pマーク取得といいますけれども、個人情報保護についての資格取得の方法などがありますので、このような研修を受けていただくとか、こういう資格を持った方を管理人として採用していけば、いくらかまだ問題も解決していくんじゃないかと思います。

あと、ほかにですね、2008年春より、総務省が推進しているコンビに交付ですね、これは近隣では大牟田市、また県内では益城町で、もう始まっていますけれども、店舗に設置してある新型マルチコピー機に住基カードをかざして、住民票の写しをプリントアウトするという形です。また、別のこれは富士ゼロックスとか、あとNEC社等がまた展開している部分でもありますけれども、若干コンビニの対応によっては違うと思いますけれども、これはですね、システムを必要な条件を標準装備してあるために、新たに自動交付機を設置するのに比べて、やはり50%ぐらい経費削減ができるんじゃないかというようなことももういわれています。今ここで2、3ちょっと例を挙げましたけれども、こういうことも一応今もうよその町、市では進めておられていますけれども、課長、どういうふうに思われますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 非常に議員のほう、一生懸命お勉強していただいて、住民サービスのほうをどういうふうにしていくかということを非常に真剣に取り組んで考えておられるというふうなことで思っております。たいへん私どもとしては、まだ勉強不足で申し訳ないという点もございますが、先ほどの荒尾市民センターのシティモール内にある部分でお尋ねをしております。それによりますと、やはりそういったインターネットによるオンライン化で機器で、例えばパソコンとかプリンターの設置あたりとか、その施設を改修するような費用がかかってくると、備品等も含みましてですね。そういった費用がまずかかるということと、もう一つ、どうしてもそこに人がいるということに関しましての人件費的な部分での問題が一つあるかと思っております。どういった方をそこ専門的知識をもった方をお願いするのかというふうなところも一つ課題ではなかろうかというふうに思います。その費用も負担と、利用者の数等の関係もここに出てくるのではなかろうかとは思っております。

それから、もう一つ、大牟田市のコンビニエンスストア関係の部分での発行の件につきましてもありましたけれども、大牟田市さんのほうでは23年の2月1日からサービスを開始をされているということでございます。このへんのところでの導入費用というのがやはり高額であ

りまして、やはり構築費用としては、大牟田市さんの場合が3,200万円ほどかかったというふうなこともお尋ねをしております。それも含めまして、住基カードというふうな話もございまして、その住基カードをどういうふうに普及をしていくかというふうなところでも考えておられるようございまして、例えばそれを無料化で配布した場合には、1枚当たり1,000円程度がかかるということで、1万枚の予算を組めば1,000万円ぐらいかかるというふうなお話も聞いているところでございます。課題としては、やはりそういった形で住基カードも含めての普及というのが今後の課題というふうなことも聞いております。

利用率に関してもお尋ねをしておりますけれども、現在のところではコンビニの交付利用率というのは、本年度、23年度の4月から11月に入りましての件で約2,700件というふうなことを聞いております。これにつきましては、住民票並びに印鑑証明も取られているというふうなことでございまして、現在までの大牟田市さんのそのトータルの中での位置付けとしては、4、5%の利用率というふうなことで聞いております。

それと、また手数料に関しての件で、このコンビニエンスストア関係で聞いておりますことは、1件当たり120円ほど、そういったコンビニさんのほうにお支払いをせんといかんというふうなことでございまして、現在、大牟田市さんの場合のお話では、通常では窓口で1件当たり300円を住民の方から負担していただいて、使用料という形で取っておるということでございますけれども、この制度を利用した場合に、交付の使用料ということで250円ということでございます。差し引きまして、250円の使用料を、市から入ってくるものとして120円をコンビニさんのほうに手数料として払わないといけないということで、130円の収入しか入ってこないというふうなこともありまして、300円の通常でお支払いされる分と、入ってくる分と、130円の比較すると、やはり1件当たり170円の減収といいますか、差額が出てくるというふうなところもあるようございまして。

しかし、やはり市民サービスの向上という面と、あとは事務量といいますか、そういった減少とか、簡素化を図るという意味においての位置付けで、こういう形で現在のところ、大牟田市さんのほうはされているというふうなことをお聞きしております。

うちのほうも住民票に関しまして、現在のところ、住基カードというのを発行しております。住基カードの発行枚数がつい最近までのトータルを確認しましたところ、128枚がこれまでに住民の方に発行されているというような状況でございます。こういうことも含めまして、今後は非常に検討していかないといけないかなというふうなところは感じておるところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 今、その費用の分をかなり言われましたけれども、例えばコンビニ交付等につきましては、日本中どこにいても住基カードさえあれば交付できる、そういった利便性はかなり大事なことはないかと思います。まだ、そういったサービスを本当に必要とされ

ている方が、今現在少なくあったとしてもですね、今後そういうのはますます必要になる方も増えてくると思いますし、また整備も今のうちにやっておかなければいけない問題じゃないかと思います。今、住基カードが発行枚数を言われましたけど、これはもう今、町民の方、購入されてるんですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 通常、申請されまして、用途的にはいろんな用途があります。住民カードの用途といたしましては、例えば先ほど言いました電子証明書というところの部分で本人確認をするということでのインターネット申請が可能になりますということで、例えばe-Taxあたりで国税の電子申告をされる際とかにこういうのが利用できるということと、もう一つ、公的な身分証明書というようなところで写真付の部分を受けられますと、そういったものでいろんな窓口で自分を証明するものとして、そういうのが利用できたりするようなことで、その住基カードというものが発行されております。本町におきましては、500円の手数料をいただいております。1件当たり、それを住基カードを作成する委託料といたしましては、はっきりした金額は覚えておりませんが、1枚当たり1,300数十円、今1件当たりかかっております。住民の方からいただく分としては500円をいただいているという状況でございます。

○議長（本田眞二君） 1番議員。

○1番議員（井下忠俊君） 後々ですね、やっぱりこういうサービスを役場のほうが検討されていきながら、こういったコンビニ交付、若しくは市民サービスセンターみたいな形で、どういう形になるか分かりませんが、やってみよう上ですね、この住基カードというともまだまだ認識等がそう広くないんじゃないかと思います。だいたいいくらで、どういうのがありますという形ででもですね、その住基カードの情報についての説明とかお知らせとか、そういうのも並行してどんどんやっていっていただければいいかなと思います。

今、2、3例をたとえずずっと答弁いただいたわけですが、まだほかにもいろいろやり方はあると思いますし、その土地、また土地等に即したやり方もあると思います。これは一足飛びにはなかなかいかないとは思いますが、どんな場所、どんな方法がいいか、十分に検討されてですね、住民の皆さまにこのことを今こういう形で検討しているがということを広く伝えていただいて、そしていろいろな意見を要望を聞いていただき、この南関町に合った交付の仕方、発行の仕方が進んでいけばいいなと思います。どうでしょうか、最後に課長、この点に関して思いとか、やる気とか、そういう気持ちがあれば一言もらいたいと思いますが。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほどお話ししております。例えば、一番問題となってくるのが、避けて通れないと思っているのが、やはり財政的な問題といえますか、費用対効果という表現になるかも知れませんが、どうしてもそういう言葉が出てくるのかなというふうに感じてお

ります。住民票に限って、そして効果のみであれば、やはり住民の方々の要望としては、当然、住民票というのは自分が必要なときに、より自宅の近い場所で手軽に入手できるようなことが一番の利便性だというふうにも思います。しかし、より費用をかけないで、このことにお応えすることがまず今の段階での最初に考えるべきことではないかということで思っております。先ほどお話ししました事前交付制度というふうなところも、電話予約制というところも、そのことの部分でございまして、住民の方々のご意見の中に先ほどありましたとおり、こちらのほうもお尋ねしております点もございます。そういう中で、やはりそういったサービスというところを質を上げていくということに関しましては、先ほど言った電話予約制というところも考えていて、まずはこの方法あたりをしていって、住民の皆さまの声をお聞きしながら、他の方法等の意見も聞くことも一つの方法かというふうに考えております。

これから先、どのようなやり方というのが南関町に一番最適なものかというのを検討させていただきます。どうぞお知恵をお借りしながらですね、ということで検討していく必要があるというふうな形で思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田眞二君） 1 番議員。

○1 番議員（井下忠俊君） 費用対効果のその費用というよりもですね、この分においてはやはり効果のほうにいくらか重きを、これから置いていただくように思ひまして、冒頭でも述べましたとおり、あくまで住民の皆さまの利便性の向上ということにおいてですね、ぜひ形あるものにすべきだということを最後に申入れしまして、これで質問を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、1 番議員の一般質問を終了しました。

ここで10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、住民課から質問に対して十分な答弁を行いたいという理由で、審議員の入室を申し出がありましたので許可しました。

続いて、2 番議員の質問を許します。2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） おはようございます。2 番議員の境田です。

先に通告しておりました2点について質問いたします。

まず1点目に、国保の現状についてですが、すべての国民は何らかの医療保険に加入するという制度が、皆さんもご存じのように国民皆保険です。皆保険体制は昭和36年に始まって、今年で半世紀になります。この国民皆保険制度が確立する前はどのような状況だったのでしょ

うか。これまでは病気になっても気軽に病院に行って診療はできず、助かる命も救うことができず亡くなる人も多かったようです。特に60歳前後になりますと、高血圧、糖尿病などの病気が多く、還暦まで生きる人は少なかったようです。現在はこの皆保険制度ができたお陰で、誰でも診察し、治療もできるようになりました。その結果、寿命が延び、今では世界一の長寿国となっております。そして、還暦、喜寿、米寿、白寿など、長寿を祝うお祝い事が増えております。

一方、公的保険がないアメリカでの医療はどうなっているのでしょうか。公的な保険がないために、盲腸の手術で2日間入院した場合、ニューヨークでは2008年の調査によりますと400万円、ハワイ、ロスでは200万円かかるそうです。また、ちょっとした診察でも高額の治療費がかかるため、民間の保険会社と契約することになります。これには会社、生活に余裕のある人しか契約・加入できません。個人、会社で保険に入れない人は無保険者ということになります。保険がないということは、簡単に医者にかかれないことです。この無保険者がアメリカ国民の16%になるといわれております。そのため、先のクリントン大統領や今のオバマ大統領が公的医療保険制度をつくろうとしていますが、なかなかうまくいかず、その原因は保険会社が公的医療保険制度に強行に反対するからといわれております。

一方、世界で公的医療保険制度が進んでいる国は、医療は無料になっています。OECD30カ国内のうち、イギリス、カナダ、デンマークなどの15カ国は無料だそうです。ドイツは3カ月ごとに1,300円、ポルトガルは月300円払えば何度でもいいそうです。

日本は、窓口で診療費の1割から3割を負担することになっています。日本の医療保険制度は、国民はあって当たり前で、ただ保険税が高いという思いだけで、有り難みが見られないようです、しかし、よく考えてみますと、誰でもいつでもどこでも医療が受けられる素晴らしい制度であり、これから維持して改良していく制度と私は思います。

皆保険の一つであります国保についてですが、かつて国保加入者は農林水産業が半数を占めていましたが、無職者が増え、平成13年には50%を超え、平成20年には被用者も加えると67.2%を占め、いわゆる非正規労働者と無職の低所得者が増え、保険税収入の激減となっています。また、昭和59年に国保の医療費部分の国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことにより、国保税が高額化し、滞納が増え、それに伴う収納率の低下によるペナルティとして普通調整交付金減額が行われていますが、当町の現状はどうなっているのか。昨年より中学校までは子どもの医療費無料化がなされましたが、窓口無料を実施している自治体には国庫負担金の減額を行っているようだが、国保の国の負担金が激減される、減らされるペナルティがあるのか。平成21年、町の人口は1万1,060名ですが、そのうち3,231名の29.2%の町民の方が国保に加入されております。平成20年の町民の何パーセントの方々が国保に加入されて、どのような世帯の方がいるのかお尋ねします。町民の方々は、何らかの医療保険に加入されているはずですが、国保以外の各保険のそれぞれの加入状況をお知らせください。

また、75歳、後期高齢者も併せてお願いします。

当町は、国保基金からの繰入れもなく運営されておりますが、今後、他の自治体と同じ財政問題に直面し、避けては通れないものと思います。医療費増加の根元を抑制するための対策の一つとしてですね、住民の健康づくり、健診等の取組みが必要であると思われますが、広く住民の方々に健康でいきいきと暮らしをするための取組みについてお尋ねいたします。

2点目に、県及び県環境整備事業団は、南関町に続き、先月、建設予定地に隣接する内田地区、長小田地区の両地区は、総会において産廃建設計画を容認することを決めたことに伴い、和水町も基本協定書を結ばれました。知事は苦渋の決断と言っておられるが、地元住民の思いは言葉では語れないほどのものと思われます。県は両町とも今年度中に環境保全協定書を結び、来年度着工を目指しております。町議会は環境保全のため、県と覚書書をするよう、また地域振興策に対して、地域住民、町が希望する対策を調査の上、実施をすべきとした意見書を議決の上、提出の予定ですが、地域住民の方々が地域振興策の要望が寄せられているようですが、どのような内容かお尋ねします。住民の不安を取り除くためにも、保全協定書締結に地元住民参加の要望は避けて通れない問題だと思います。今こそ、地域住民、町、そして議会が一体となり、県との保全協定書を結び、地元住民同士の遺恨を残さない政策、対策の一つとしても考えるべきではないのか、町長の答弁を求めます。

この後の質問につきましては、自席からさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（本田眞二君） 2番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました2番境田議員の質問にお答えいたします。

国保の現状についての質問でございます。本町の国民健康保険の現状につきましては、国民健康保険の医療費の伸びが高いことなどから、平成19年度より県の準指定を受け、医療費抑制の計画策定を義務付けられています。南関町国民健康保険事業安定化計画を策定して取り組んでいるところでございます。全庁的な取組みとして、国民健康保険運営協議会や健康保険づくり推進協議会、保健センターなどと連携を密にして、より一層の効果を図るために医療費の適正化を進めるための保険者に実施を義務付けられた特定健診と特定保健指導等に取り組んでおり、実施率、健診におきましては61%、保健指導45%を目標としておるところでございます。また、保健センターにおいては住民の健康維持促進のための健康増進法に基づき各事業を促進しているところでございます。細部につきましては、担当課長よりお答え申し上げます。

質問事項2番として、管理型最終処分場についての質問でございます。質問1といたしまして、本年度中に保全協定書を結び、来年度着工を目指しているが、それらに伴う地域振興対策を尋ねるとの質問でございます。環境保全協定につきましては、現時点では具体的な内容や時期につきましては県との打合せ等は行っておりませんが、今後、地域振興対策や監視体制等も含めて、細部についての協議を行っていきいたいと考えております。地域振興対策につきましては、昨日の答弁と重複することもございますが、地域振興対策プロジェクト会議におきまして調整

中という段階でございます。今後はできるだけ早い時期にプロジェクト会議としての意見を集約し、県に要望していきたいと考えております。このことにつきましては、担当課長よりお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 2番議員、境田議員のご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、1番目の国民の4割が加入しているが、町の加入率、世帯数、または職業別構成はどうなっているかということにつきましては、本町の加入率ですけれども、被保険者3,195人の29.3%となっております。また、加入世帯につきましては1,784世帯で、加入率は42.9%となっております。さらに後期高齢者につきましては、23年の3月31日現在でございますけれども2,318名、加入率は21.1%となっております。また、国民健康保険の加入対象ということでございますけれども、この自営業、無職、あるいは年金のみ、また年金がない事業所等の勤務者となるわけですが、なかなか状況把握が今のところ困難ということで、職業構成につきましては把握してない状況でございます。

次の②については、住民課長よりお答えをさせていただきます。

それから、③の滞納者等につきましてのご質問でございますけれども、一応福祉課といたしまして、短期保険証、資格証明書等についてお答えをさせていただくところです。このことにつきましては、短期保険証につきましては、平成22年度で3カ月部分の短期保険が121世帯、6カ月の短期保険証が24世帯、合わせまして145世帯となっておるところでございます。また、資格証明書につきましては、平成22年度も現在の平成23年度ともに発行を出してない状況であります。差押え件数などにつきましては、住民課長がお答えすることになります。

続きまして、④のご質問でございますけれども、子ども医療無料化に対する国のペナルティはあるのかという質問にお答えいたします。境田議員さんが質問されています子ども医療無料化に対するペナルティにつきましては、国民健康保険法に基づきます普通調整交付金制度に関するものかと判断しているところでございます。子ども医療費は現在、償還払いと現物給付の2通りの方法によりまして、保護者負担の医療費の助成を行っているところでございます。国では現物給付の方式については、窓口で支払わないと患者数が増えて、この分余計に医療費がかかる、いわゆる波及増という形で地区町村の国民健康保険の財政に対する国庫補助金を調整する仕組みをもっておるところでございます。議員さんにおかれましては、このことをペナルティとして質問されているかと推察しておるところでございます。このことによりまして、国保財政に少しの影響はあるものと判断しているところでございます。

続きまして、⑤の医療費抑制ということで、健康づくり、健診などの取組みについてお答えをいたします。健康づくり、健診などの取組みにつきましては、まず予防事業といたしまして各種の予防接種、具体的には高齢者のインフルエンザ、ポリオ、風疹、三種混合等でございます。それから、母子保健事業として母子手帳の交付、乳幼児健診、それから健康増進事業といたしまして、健康教室、それから健康診査、この健康診査についてはガンその他の検診、脳ドック等でございます。また、国保関連事業といたしまして特定健診、この特定健診を行います保健指導、それからふるさと総合検診等でございます。また、介護予防事業といたしまして、腎臓機能向上教室、はつらつ料理教室、筋力アップ教室などの各事業を実施し、医療費の増加抑制に取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 議員の質問の中での2番、所得の階層分布はどうなっているのかというところのご質問に関して、税の立場としてお答えさせていただきます。所得の階層分布といいますのは、平成23年度の医療分の当初算定段階の形といたしまして、所得階層でその世帯の方全部の所得を合計するわけですが、33万円以下の世帯が827世帯でございます。それから、200万円以下になりますと1,592世帯でございます。300万円以下では1,727世帯というふうになっておるところでございます。

3番目の滞納者への部分で、差押えの件数と滞納世帯数ということと、また払えない人への減額・減免の実施状況を尋ねるということでございます。まず、22年度の差押え件数は48件でございます。それから、滞納世帯数といたしまして224世帯あります。23年3月末のところでございます。それと減免と減額に関しましては、減免・減額につきましては、それぞれ地方税法に基づく7割、5割、2割の応益割の減額規定、これは地方税法の703条の5に規定されております。災害等による税額の減免規定ということで、これは地方税法の717条にございます。こういう規定に基づいて実施をしているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、国保の現状をお聞きしましたけど、やっぱり今国民の4割の方がですね、この国保に加入されておりますが、今のお答えを聞きますと、当町では29.2%ですかね、は昨年度と変わらんみたいですけど、これはいわゆる3,195人の町民の方が恩恵を受けているようです。この国保はですね、やっぱり地域保険と呼ばれてですね、保険料を折半する事業所負担がないので保険税が高くなります。その支払いに非常に苦慮されると思ってらるんですね。最近には特に不況による無職者、非正規労働者などの、いわゆる低所得者の方が非常に増えておるようですが、先ほど言われましたワーキングプアですかね、あの方が1,592名と非常に多いですね。それと、300万円以下の方の階層が当町では確か95.4%の方が占められとるですね。先ほど言われましたけど、33万円以下の方が828世帯ですか、おられると、これは非常に厳しい現状と私は思うとですよね。でですね、これは払う者も本当払え

ないんじゃないのかなと思うんですよね。今、この前新聞には205万人の生活保護者とおられましたけど、もう206万は多分超えとるはずですね、と思いますけど、住民課長、ちょっとそこを。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 住民課の方では、保護世帯というのは把握しておりませんが、確かに先日の新聞で205万というふうな生活保護の方がおられるという形は確認をしたところでございました。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） いや、今聞いたのは、もう大分前が205万人やったつですよ。それで何日か前が205万9,000どんくらいというところから、もう205万人は超えとるかなあと思うて、ちょっと正確な数字を知りたくて質問したんですけど、いや、もうそれはよろしいですよ。それでですね、この生活水準よりかですね、非常に厳しい人も南関町にはおられると思うとですよ。今、県内市町村のですね、平均収納率は、これは昭和59年ですけど、95.3、4%から、平成20年はですね、89.8かな、5.54%下がっております。これは後期高齢者医療費制度の導入でですね、収納率の高かった75歳以上の高齢者が抜けたからと、もう一つはですね、深刻な格差社会問題です。21年の6月時点で県下ではですね、国保滞納世帯数は30万1,051名のうちですね、全世帯は30万1,051世帯ですけど、その6万6,365世帯、22%の方が本当に滞納されているんですよ。先ほども言いましたが、非常に厳しい中においてですね、先ほども言いました減税の問題ですね、2つの方法があると言われましたけど、2つとあともう1つありますね。医療費の窓口負担の補助といいますか、減額が。そこはこの南関町は法令といいますか、条例といいますか、要綱は作っておらるつとですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） ただいま境田議員さんのご質問ですけれども、窓口負担の一部負担金の減免ということで、国民健康保険法の44条にあるところですけども、その中の南関町ではどうなっているかということでもありますけれども、一応条例ではございませんけれども、南関町では国民健康保険給付規定第4条の2項に、この一部負担金の免除というのが規定されているところでございます。この条例ではありませんけれども、件数的には今ないという、ゼロという状況でございます。また、これにつきましては今年度、国のほうから基準が示されましたので、係として南関町国民健康保険の一部負担金の免除及び徴収猶予の取扱いに関する要綱及び要領を制定中でございます。また、このことを周知・徹底させるという形で、広報「なんかん」というのがございますけれども、そちらに掲載してはどうだろうかというような検討もいたしておるところでございます。それから、この中で特に不景気等で事業の廃止、失業等、収入減ということで、国の基準に示されているところですけども、一応南関町のほうでの不景気という言葉は入っておりませんが、国の基準に示されましたとおり、事業の廃止、

失業等で収入減ということである項目は明記をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 今の一部負担金ですね、よく規則ですね、ちょっとこの中を読みますと、やっぱり事業の廃止とか災害とかよく載っとつとですね。条例といいますか、要綱の中に。そうばってん、今言われました不景気で事業を廃止したと、そういうのはなかなか載ってなかったものですから、今載せるようなことを言われましたので、時代に合ったですね、生きた要綱を作ってください。

それと、これは今ですね、減免申請ですね、これは南関町は確か 22 条に書いてありますけど、これは災害ですかね、これは言われましたけど、これは納付期限が 7 日までに申請を町長に出すようになっておりますけど、これは周知徹底はどのようにされておりますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただいまのご質問に関してでございます。この減免の規定で、災害部分に関しましては、例えば住宅火災等が発生した場合について、そういった情報をうちがお聞きすることによって現地調査等を行いまして、その被災者の方と面談をすることによって減免申請あたりのお話をさせていただいております。その後の分につきましては災害後のつきにおける納期におきましてですね、かかる税額というのを規則で定める範囲内で軽減と免除というような形をとっておるところでございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 経済的に厳しい人には、申請減免を確か課長が言われました 717 条ですかね、その減免ですけど、これは各市町村が条例などで対象者と減免割合を決めておるようですが、この中に特別な理由のある者に対して保険税を減免し、または徴収を猶予することができるとうたっておりますので、自治体はですね、南関町も独自の保険税の条例を実施することができると思いますが、南関町もこの特別の理由、条例等設けてあると思いますが、この条例、特別の理由とは何か正式に挙げておられますか。またですね、必要な事項は町長が別に規則で定めると書いてありますが、これはどういう内容ですかね、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 南関町の国民健康保険税条例の中に第 22 条の 2 というのがございます。それが先ほどおっしゃいました国民健康保険税の減免及び申請に係る条項でございます。その中の第 3 項の中にその他特別の理由のある者というふうな規定がされております。これに関しましては、この条例を補足するといいますか、そういった形で規則を定めるということになっておりまして、南関町国民健康保険税減免基準に関する規則というのが定めてございます。その中でその規則の細部、例えば減免の基準等がうたっております。例えば災害により亡くなった時には 10 分の 10 を減免しますとか、例えば納税義務者の、先ほど言いました住宅火災

につき、災害によって受けた損害あたりがあった場合については、その区分がございましたけれども、それに応じた軽減、免除を行うというふうな制度を規則で定めてあるものでございます。その規則の中の第2条の第7号の中に、先ほど言いました特別の理由がある者というふうなことで規定しておりまして、これに関しましては被保険者が国民健康保険法第59条に該当しないときに、その該当する期間を10分の10減免するというふうなものでございますけれども、その規則の中での次の部分がございます。第3条の3項の中でこの言いました今の分については、在監証明ということでございまして、犯罪等によってその収監をなされた方たちの部分でそういった証明書等を出していただきますと、その分についてはというふうな部分での条項でございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今、町ではですね、住んでよかった政策で子どもが生まれればですね、1人10万円、2人生めば20万円、3人生めば30万円ですね。5人目までは50万円で、それ以降はまた50万円と、祝い金を出していますが、片やですね、生まれればすぐ税金を取られると。国保には先ほど言いました労使折半がないためにですね、子どもが多いと税も多いですよ。せめてですね、中学生とまではいかなくてもですよ、幼少時期ぐらいは補助か減免とか、こういうお考えはないのですかね。町長、お願いします。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今のところですね、まだ検討しておりませんし、考えもございません。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この問題はまちづくり推進課も一緒に、私はですね、考えてもらいたいと思っておりますけど、やっぱりですね、これは人口増にもつながるんじゃないかなあと、私は思うとですよ。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） その保険制度の問題と町の出生祝い金、その助成の問題というのはまったく別の観点でありまして、保険で実際支払うべきもの、それと町が助成するべきものというのは、はっきり区分してですね、違った意味での助成ということでも、これは十分できるんじゃないかなというところは考えております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この国保税はですね、やっぱり所得と資産ですか、それと均等割と平等割の計算がなされていますが、収入のない子どももいます。その中に赤ちゃんまで税金がかかりますね。子どもをもってる子育て世代は重い負担になっています。資産も以前はですね、例えば山は値打ちがありました。いくら収入もありました。しかし、今はですね、もう山は荒れてる、畑は荒れとると、いわゆる荒れとるところは収入は今は本当ゼロなんですよ。それに係る税金がですね、私は非常に負担が多いと思うんですよ。このような資産に対してです

よ、私は去年ですかね、ちょっと資産が下がりましたが、こういう収入のない資産の見直しは、私は今、時期が来てるんじゃないかと思いますけど、町長、お考えをちょっとよろしければ。

○議長（本田眞二君） 今の質問は、国保も含んでの話ということですよ。

○2番議員（境田敏高君） はい、そうです。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほど議員がおっしゃいましたとおり、今年の3月議会のときにこの資産割というふうなところの部分を含めまして、国民健康保険税条例の改正をさせていただきました。といいますのも、やはり近隣町村と比較した中においても、この資産割率がやはり南関町の場合はちょっと高いというふうなこともご指摘等もあっておりまして、検討をさせていただいたところでした。過去において、資産割率というのは、3月の議会でもお話をしておりますとおり、平成7年以降に16年ほど行われていなかったというところもございました。そういうことで、社会情勢の変化等の中で、やはり資産割についての考え方が変化したというところも含めまして、保険税の中での資産割率をそういうふうな6%と1%、計7%ほどをですね、国民健康保険税の資産割率の中を一部変更させていただいたというところもありました。ただ、その分については、やはり所得割等にその分が負担がかかってきたりとかしておりますので、そういったところで調整をやっていながら、税率改正をやっていくというふうなところがございます。今後、一定期間をもってですね、そういう資産割については検討なりをしていかなければいけないというようなことは考えをしております。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 確かですね、霧島市ですかね、あそこは12歳から18歳までの子どもに係る均等割ですかね、1人当たりですけど、これは半額に減免されております。愛知県の一ノ宮では18歳未満、70歳以上、介護認定4以上、身体障がい者手帳4級以上の方はですね、均等割の3割減免が制度があります。やっぱり当町もですね、大いに参考にするべきだと私は思っております。

2008年のリーマンショックから東日本大震災、欧州財政危機の影響を受けてですね、雇用の不安定が続く、先行きが見えない日々ですが、これからも保険税の支払いが厳しい人たちが来ると思いますけど、今までですね、支払いができず、財産の差押えを言われましたけど、これは差押えはですね、これは特別な事由がなく、滞納を1カ月半ですかね、した場合、給付の差押えが行われますけど、南関町はやっぱり同じもう1カ月半たてたら、即執行ということですか、南関町も。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 保険給付の差押えということに関してでございますけれども、一応南関町につきましては、差押えというものは行っていないという状況でございます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 税といたしましての部分につきましては、地方税法上に則りまして、例えば納税通知書を発行いたしまして納期限以内に納めていただかない場合については、20日以内に督促状というものを発送いたします。その発送いたしまして10日以内の納付が確認できない場合については、差押えをしなければならないというふうな規定があります。ただ、しかし規定がございますけれども、やはりその状況を滞納者の方と面談をしながらですね、聞きながら、そういった差押え等の執行に移っていくような形で現在取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 21年ですかね、これは南関町と和水町と長洲と玉東ですかね、滞納徴収の強化を図る目的で町の税務派遣ですかね、これは協定されていますが、やっぱり国保もですけど、金を持つとるのに払わないと、本当に払いたいけど払えない、そういう人たちが私はいらっしゃると思うとですよ。その見極めが非常に私は難しいと思いますけど、国保に関してですよ、徴収で今一番ですね、問題、心配事は何ですかね、今。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） うちの住民課の中の徴収係というふうなところが、本年4月から係を設置をさせていただきまして、今、徴収に向けて一生懸命がんばっているところでございます。徴収係を含めまして、住民課の税係のほうでは、やはり徴収に関しては一体となって取り組んでいるところではございますけれども、やはりいろんな問題というふうなところのご質問でございまして、限られた人員でですね、そういった徴収強化をしていくというふうなことにおきましても、併任徴収ということで、先ほどおっしゃいました4町においてですね、協力することによって、やはり少人数で、例えば他町と一緒に来ていただくということで、人員あたりもそのようなことで強化ができていくのかなとも思っております。ただ、制度的な一つの問題といたしまして、今思っておりますことは、やはり国民健康保険税を算定するにあたっては、前年度の所得を参考にいたしまして所得割の計算をします。といいますと、例えば前年中に仕事をなされとって、何かの理由で退職をなされたというふうなときに、実際支払いをされる翌年度においてが仕事がなされていなかった場合についての部分等で非常に収入あたりが懸念されてくるところでございまして、そういった場合のやはり制度的な部分が住民税も含めまして、国民健康保険税の中に少しあるのかなというふうなことは感じているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 差押えの問題ですけどね、これはだいたい今、物件というところですね、物品というところですかね、それはどのようなものがあるのですかね、また、この場合はその中にですね、これは国税徴収法基本通達ですかね、これでは滞納者の生活の維持、事業の継続に与

える支障が少ない財産であることの規定とかありますけど、この差押えの品物といいますか、さっき言いました物品、これですね、今まで差し押さえたことで問題点はありませんかね。この国税徴収基本通達に反するような品物というのは。なぜ私がこれば聞くかというのですね、この前、競売のリストを見たら、これは明らかに仕事に使うんだと、そういうのがちょっと出たものですから、あら、ちょっとおかしいなあと思って、ちょっと今お聞きしておりますけど。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 先ほどおっしゃいましたその中に、やはり差押えができないものというふうなところも、もちろん規定してあります。ちょっと私が今資料を確認できませんでしたけれども、例えばその生活していく上で絶対必要なものはできませんというふうなものもございまして、その中におきまして、例えばその方のご了解をいただければ、そういったものも押さえることができるというふうなものでございます。そして、今回も12月22日にこの玉名地域管内での公売会を予定しているところでございますけれども、やはりそういった公売会に対するところのリストというものがございまして、この公告あたりをお出ししますので、その中で確認していただきますと、品物といいますか、そういったものが送られてくるというものかなというふうに感じておるところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） ただいまの質問でございますが、国保の場合の差押えの、お互い質問される側も、答弁される側も、国保についてですから、そのところをお願いします。2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この国保を払わなかった場合ですね、国保税を、まあ差押えもあると思いますけど、やっぱり差押えの場合はですね、やっぱり十分の配慮が私は必要だと思うのですよね。やっぱり差し押さえる前に指導の一つとしてですね、職員が出てですね、この人は本当にこれで生活できるとかと、生活保護を求めて、生活保護を逆に、税金を払いきらんなら、国保税ではらいきらんなら、そっちですればいいんじゃないかと、そういう人を生かすような、現場で学んでもらいたいと私は思います。

この国保はですね、やっぱり最後の砦といわれております。今、組合保険、協会健保、共済保険に加入して、何らかの事情でですね、脱退して国保に加入する場合、手続きはですね、何日以内ですかね。これはスムーズにっておりますか。会社を辞めてもですね、手続きもせず、加入もしない人がいるようですが、把握はなされておりますかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 今のご質問ですけれども、脱退し国保に加入する場合の手続きですけれども、14日以内となっているところでございます。また、スムーズにっておりますかというご質問ですけれども、一応住民課の窓口にお出でいただく方については、住民課の窓口と連携いたしまして、その手続きにつきましてはスムーズにしているということで申し上げますけれども、なかなか14日以内に届けがなかなかされない方については、やはりスム

ーズにいつているということではないかと思っております。また、会社を辞めても手続きをしない方の把握ということでございますけれども、現状といたしましてはちょっと非常に難しい状況ということで把握はしていないところでございます。参考ですけれども、一応加入手続き等におきます日にち、何日以内、あるいはそのときに必要な関係書類等につきましては、町のほうで国保だよりというものを発行しておりますので、そちらのほうで住民の方には周知をいたしているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員、先ほどの答弁に対する、住民課審議員、さっきの税の差押えに対して。国保の差押えじゃなかった事ば言うとした方がよわなか。（「税法ですので違います。」との声あり）分かりました。失礼しました。すみません。

2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 今話を聞いて、ちょっと私も安心しました。これは昭和36年にですね、国民健康保険法が施行されてですね、やっぱり国民はいずれかの医療保険に加入することを原則としております。国は国保の運営がスムーズにいく義務、県は指導しなければならないとなっています。ですからですね、何か問題が生じた場合、町は町民の立場で何でもどんなことでも相談されますので、この素晴らしいですね、国民皆保険の一つであります国保は、町民にとっては命の絆ですよ。国保は各町村が保険者として町が運営していますので、町長は地域住民の健康を守る義務がありますので、使命を全うされますようお願いします。

続きまして、ペナルティの先ほどの問題ですけど、償還払いを実施している自治体はないようですが、窓口無料ですね、先ほど言われた、あれはあると。先ほどもまた言われましたけど、少しの影響はあると言われましたけど、このペナルティはですね、これは平成19年かな、これは275億8,000万円、21年はですね、360億円あつとですよ。少ししかないと言われますけど、だいたいどのくらいをちょっと影響があると思われております。それでこれはいつ頃分かるとですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） ただいまのペナルティということで、先ほど少しの財政的な影響はあるということでお答えをさせていただいたところですけども、一応こども医療に関してもなりますけれども、平成21年度では3歳から6歳までを無料化ということで、8割給付がその交付金の対象というところでございますけれども、保護者負担から調整率というのが普通調整交付金というのでこの部分の減額がなされておりますので、調整率でちなみに8割の場合におきましては調整率が0.8611、それから3割給付の分につきましては0.8427という数字で調整率で算出されるということで、平成21年度の分につきましては保護者負担からその調整率を掛けまして補助対象経費の給付額が出され、保護者負担分をその分から対象額を差し引きした額が減額という形になっているところで、一応21年度で32万1,547円、それから平成22年度についてですけども、未就学6歳まで、それから9月から小学校、中学

校まで無料化ということで範囲が拡大されましたので、その分については7割負担、8割と7割負担になりますけれども、一応8割、保護者が調整されます8割給付のほうですけれども、こちらのほうにつきましてが29万1,020円、それから7割給付の小中学生のほう、これは9月からですけれども、13万5,119円という金額で、この両方合わせまして42万1,139円というところで、一応南関町におきます財政的な影響については以上のような金額になっておるところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、分かりました。どうもありがとうございます。

この国保のですね、医療費抑制には、これは何をおいてもやっぱり先ほどから言っておりますけど、予防と検診と思うんですけど、国はですね、40歳から74歳までですね、特定検診の率が少ないと、これも何かペナルティがあるようなことをお聞きしておりますけど、国の指導は確か受診率は65%以上ですかね、指導になつとるみたいですが、当町の受診率はだいたい何パーセントぐらいですかね。よろしければですよ、40代、50代とちょっと分けて言ってもらえれば助かりますけど。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 一応南関町の検診の受診率ですけれども、22年度でございますけれども、42.4%になっているところです。ちなみに40代、50代という年代別でございますけれども、40代が6.1%、それから50代が15.8%となっているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） じゃあこれは国の指導は65%になっておりますけど、大分ちょっとかけ離れておりますけど、これもペナルティというのはそれはないんですね。どうですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 今のところについては、あくまで国のほうが65%以上ということで、それを目標に努力するような形で今のところはなっております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） やっぱりですね、今ないと言われましたけど、これはやっぱり受診率を上げんと、やっぱりですね、あとあとですね、保険料も高くなると思うとですよ。よろしければですよ、もっと受診率を上げるような努力をしてもらいたいと思っております。

それと、今、受診率の問題を言いましたが、個人で行く場合ですよ、人間ドックとか、それは受診率に入っておりますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 個人で行く人間ドックの受診率でございますけれども、この人間ドックの個人は受診率には入っておりません。しかし、脳ドックというのがありますけれども、

脳ドックにつきましては受診率に含まれておるところです。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 今、脳ドックは受診率に入っとなると言われましたけど、じゃあこれは補助なんかは多分入っとなら補助はあるとですね。もしあるならですよ、これは何歳まで、年齢制限は設けてありますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 補助はあるのかということでございますけれども、一応この件につきましては、個人で行く分についてはだいたい全額個人負担ということでございますけれども、国保事業につきましては一応 3 割を個人さんが負担していただいて、あとの 7 割を国保のほうから出すという、直接的ではありませんけれども、間接的な補助という形をとらせております。また、7 割補助につきましては、町の自主財源で対応をしているところでございます。それから、年齢制限はあるのかということでございますけれども、一応いろんな特定検診とか脳ドックとかいろいろ、一般とか退職とかございますけれども、基本的には 40 歳から 74 歳までということで年齢制限につきましては 74 歳としているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 質問の途中でありますが、ここで 1 時まで昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 昼食休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番議員の一般質問の途中でしたので、これを続行します。2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） 医療費の抑制の一つにですね、今問題になっておりますのはジェネリック医薬品ですね。これがですね、後期高齢者医療広域連合ですか、これはですね、医療費のお知らせでですね、効き目とかですね、安全性は認められた低価格なお薬ですと、この医薬品に切り替えた場合にですね、軽減できる自己負担まで、金額まで示されとっとですよ。使ってくださいとか、案内までしていますので、国保もですよ、PR ということおかしいですけど、そういう何かお知らせみたいなことをされとっとですかね。保険証の裏とかですね、もう一つはですね、やっぱりかかりつけの医者に行ってもですね、安い薬をくださいて、先生に向かってなかなか言いにくいですよね。そういう何か配慮とか何か対策は、何かお考えか、されてますか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） ただいまの境田議員さんのジェネリック医薬品関係ですけれども、平成 21 年度に県が作成しました保険証カードというのがございますけれども、現実的にはこういったカードサイズ、キャッシュカードみたいなサイズですけれども、このカードでジェネ

リックの医薬品を希望しますということで、各家庭にですね、1枚ずつではございますけれども、配布をいたしているところです。今現在、橋永議員さんもちょうとジェネリックのカードをお持ちでございますけれども、常に携帯をしていただいて、保険証にですね、ビニールで一緒に入れるような形のサイズとなっておりますので、そういったことで利用を図っていただくということで取り組んでおるところです。

それから、国保だよりにおきまして、ジェネリック医薬品の活用を、当然そうなりますと医療費の削減にもつながるということで周知をいたしております。

それから、平成22年度、23年度、これまでにしましてジェネリックの医薬品をご利用された方については、本来これだけかかる医療費ですね、薬代につきまして等にいくら削減されましたというような形でご通知を差し上げております。

それから、保険証の切り替え等があるわけですが、そのときに今現在、この保険証を各家庭、各世帯に郵送をいたしておりますけれども、そのときに町からのPRという形でジェネリック医薬品の活用をという形で一応パンフレットを同封して周知を図っているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） はい、ありがとうございました。

私も実は以前、国保に入っとったですけど、そのときはなかったみたいですね。今は、国保でも私は建設国保のほうに入っとるものですから、そういうことは建設のほうじゃやっとならぬものですから、ちょっとお聞きしたわけでございます。やっぱり健康の基本というのは個人責任と思うとですよね。なかなかですね、一人はできないですね、運動とかですね、基本を守るというのは。ですから、知識、技術をもったですね、やっぱり専門家の指導を受けながら、みんなでやるような体制をつくるのが私は大事だと思います。先日、鹿屋大にですね、総務文教の研修で高齢者の貯筋体操と一緒に参加しました。この貯筋というのは、貯める筋肉ですね。高齢者の方がですね、楽しくですね、明るく、元気ですね、参加されておまして、びっくりしました。本町もですね、専門知識をもった指導者がいるところにですね、こういうのをいろいろ取り入れて推進すべきだと思いますけど、当町はですよ、今ちょっと社協さんですかね、筋トレとかされていますけど、この南関町ですよ、そのほかに専門知識をもった施設といいですか、指導者がおるところはほかに何か所ぐらいあるとですかね。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） ただいまのご質問ですが、境田議員さんがおっしゃったように、そういった指導者的な立場がおられるところで、各地区等でそれだけ筋トレとかそういった高齢者の指導にあたっている事業所といいますのは、今申していただいた社会福祉協議会、それから20年度からも委託しております筋力アップの南関町のすこやかスポーツクラブがこの2カ所と、私は認識しているところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） はい、分かりました。

この医療費削減対策としてですね、どこでもいろいろプランを立ててやっております。錦町ですかね、あそこは健康づくり日本一を目指してですね、健康推進計画を立てられております。当町も南関 2 1 ですかね、ヘルスプランを進めておりますけど、負けじとですね、健康づくり推進のためにもですね、また今、農村広場ですかね、グラウンド改修工事が行われて、来年の 2 月ですかね、確か竣工を目指していますが、これを機にですよ、我が町もですね、気軽に楽しくですね、老人クラブなどの方々も含め、南関町独自のですね、長生き健康体操をですね、設けたりとかですよ、ウォーキング大会かな、そういう計画はありますか。県からも、先ほど冒頭言われましたけど、何か医療費抑制の策定を何か指導されるというようなことだったですけど、今、くまモン体操とかあつですね。南関もですよ、せっかくですよ、トッパ丸君ができたんですから、トッパ丸体操を、そういうのを兼ねてですよ、人を集めて、先ほど言いました健康体操のようなもの、そのようなものをちょっと考えてありませんか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） なかなかいい提案をいただいたところですけども、医療費削減対策として、今議員がおっしゃいました計画ということですね、南関町におきましても健康づくりの基本計画となります南関町健康増進計画、略して南関 2 1 ヘルスプランというのを策定して取り組んでいるところでございます。この南関 2 1 ヘルスプラン策定にあたりましては、健康づくりの法律ということで、健康増進法 17 条に基づく健康増進と、健康増進事業の第 19 条の 2 に基づく健康増進事業という法律がございます。その中に基づいて南関 2 1 ヘルスプランというのが策定をしております、その中でいろんな健康増進事業を進めているところであります。また、老人クラブなどの方も含めてですね、南関町独自の長生き健康体操あるいはウォーキング大会という一つのご提案をいただいたところですけども、一応南関町のほうでも筋力アップ以外に元気クラブということで元気リーダーの育成と、その中で元気体操といえますか、そういったものにも取り組んではいるところです。いずれにしても、医療費削減については、医療について削減のためには、やっぱり予防が一番ということで、その予防が今年度実施しても、すぐ来年度、2 年後、3 年後という、すぐに成果は出ないかとは思いますが、これから担当課といたしましては、予防に努めて、5 年、10 年後のために、医療費削減対策に取り組んでいきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2 番議員。

○2 番議員（境田敏高君） ぜひ、なんかんトッパ丸を活用してください。何と云っても、今、坂井審議員が言われましたようにですね、やっぱり予防が一番ですよ。自覚を促せるのがやっぱり行政ですね。本人の思いや努力に関わらずですよ、病気が死亡とか失業などが多くの問題が生じます。これをやっぱり解決したりですね、救ったり、予防したりですよ、住民の福祉を努

めることが大事です。町民一人一人がですね、健康でいられるためには何をすべきか、特に高齢者のですよ、健康づくりには習慣的な健康体操の取組みも大いに取り入れるなどしてですね、心がけをして、専門職の知恵をいただき、皆保険のようにですね、いつでもどこでも誰でも医療が受けられるように、スポーツもですね、同じくですよ、いつでもどこでも誰でも気軽にですね、参加されるようにして、健康づくりを目指してください。

次に、2点目に移ります。保全協定書振興策についてですけど、既存道路はですね、周辺整備は私はもう当たり前と思うとですよ。人々が安心してですね、安らぎの場所として、以前計画してありました白間バーレーですかね、のような人が寄っていくような施設をですね、地元住民、ゴルフ場、熊本硅砂との連携で、着工前にですよ、具体的な計画を町として将来を見据えた計画はないのか、私はですね、もうこれは何で南関総合振興計画ですか、後期に、私はこれはもう入れておくべきだったと思いますけど、ちょっとお伺いします。

○議長（本田眞二君） 総務課長。

○総務課長（柳田陽一君） お答えします。

この産廃施設に伴います地域振興策についての状況は、先日からご答弁をいたしておっておりでございますので、振興計画の実施計画にも計上につきましては、まだ掲載するには年度ごとの事業計画なり、あるいは事業のその金額なりといったところの、確実なところが見込めないと、なかなか計画としてですね、計上しがたいところがございますので、現時点のところではプロジェクトを立ち上げて協議をしている段階でございますので、時間的に掲載をできない状況にあるということの一つご理解をいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 昨日、交付金の話が出ましたけど、何か最初は5億円と、それから22年度ですかね、あれになって1億円になったと。それと、環境整備補助金は兼ねられないと何か言われたでしょう。でですね、これはちょっと最初皆さんが思ったよりかものすごく少なくなっておりますのでですね、やっぱり県はですね、これは将来ともですね、絶対に地元南関町に不都合なことはしないと、一切事故や事件などが起きないのであればですよ、やっぱり私は町に対してですね、相応の補償金を供託してもですね、私は県民の人は何も文句といいますか、納得されると思うとですよ。違反がない限りですよ、これは施設の廃止後もですね、安全が確認されればですね、これは当然、私は県に返せばいいと思っとるんですよ。ですから、今度、建設費が確か70億ですけど、そこまでとは言いませんけど、やっぱり供託金をですね、積んでくれと、そこまで強く私は言ってもいいと思いますけど、総務課長、どうですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 住民課のほうから答えさせていただきます。

供託制というふうなことで、今お話がございましたけれども、今回そういったものごとに対してのその担保といいますか、そういったかたちをどうとるのかなというようなところもご意

見かも知れません。8月9日に基本協定書というのを三者で結んでおります。その中に第2条の中に第1項、甲の責務、県の責務の中に、廃止後も将来にわたる最終的な責任を負うものとするという文言が入っております。こういったことで、やはり将来にわたるこういった担保といえますか、そういったことについてはこのへんの条項でされていくもんじゃなかろうかというふうに解釈をしています。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） あまりにもですね、こう何か減額というんですか、そうなったものですから、ちょっと私が提案じゃないですけど、ちょっとお聞きしたわけでございます。今ですね、地元の方がですね、もう最大の関心はですよ、やはり環境保全協定書に参加できるかですよ。県は環境保全協定書をどうするかについてはですね、今年ですかね、9月の私が一般質問でですね、木村課長はまったく白紙状態と言われてますね。現時点ではどうですかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） おっしゃいましたように、9月の議会の中では白紙の状態というふうなことで申し上げをいたしました。また、現在のところでも建設地周辺の地元からの保全協定に入りたいという、具体的な要望といえますか、そういうところについては伺っていないところでございます。地元を協定に入れるかどうかにつきましては、今後、協定書の中身について具体的に打合せをしていく中で、地元のご意向を確認しながら判断をしていきたいというふうに考えているところでございまして、町といたしましては、基本協定は三者でと締結しておりますけれども、保全協定についても三者ということではなくて、やはり建設に関して一番ご心配やご不安等を感じておられるのは、やはり地元の方々ではないかというふうに思っております。これらのことを考慮しながら、町としても判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 県はですね、もう本年度中、保全協定書を結ぶと、一応計画をされておりますのでですね、もうあとがないんですよ。だいたい普通民間ならですね、あと何日かと、私がもうあのときは9月ですから、3カ月ですかね。それから全然答えが出とらんみたいですから、早めにせんと、私はもう日にちをはっきりしてもらわんと分からんとじゃなかつか、間に合わんとじゃなかつかなと私は思うとですよ。この前も何か他の事例ば見てですね、参考にして相談させていただきまして言われましたけど、ほかの県の事例はどうなっておりましたかね。

○議長（本田眞二君） 住民課審議員。

○住民課審議員（菅原 力君） 他県の事例という、ただいまのご質問でございます。一応こちらのほうで調べまして、8つほど、ちょっと事例として環境保全協定等を結ばれておる事例が分かりました。岩手県、宮崎県、佐賀県、新潟県、島根県、それから茨城県、鹿児島県、山梨県、

この8つの一応事例を調べてみました。一応8つの中で環境保全協定という形で結ばれておりますのが6県、それから公害防止協定、こういった形で結ばれておりますのが宮崎県と山梨県の2県というような形になっております。その中で事業団と県、それから地元市町村、三者協定というのが岩手県と山梨県が結ばれております。それと、同じく三者協定の中でも、新潟県の場合は県が入らずに、事業団と町と地元との三者協定というような形になっておりました。そのほかにつきましては、地元が入って、それから地元市町村も入っという形でございますけれども、そこにつきましては宮崎県、それから佐賀県、それから島根県につきましては、県と市は一応立会人という形で入られております。それから、鹿児島県につきましては、市が立会人というような形で結ばれておるような状況でございました。実際にその協定の中に地域支援策をどのような形で入れてるかというところをもうちょっと見てみましたけれども、茨城県の場合は直接協定の中にその振興策の金額あたりもうたい込んでありますけれども、ほかのところについてはあくまでも環境保全の立場からというような項目で結ばれているところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） この保全協定書はですね、大規模な事業者が集中して立地している地域において、地元市町の要請に基づきですね、県、市、町及び主要事業所で適していくものとなっていますが、地元住民がこれは文書から見えてこないですね。町長は以前ですね、地元住民が納得しないなら、住民の代表である議員の皆さんの意見を聞いて締結したいと思っていると答弁なさっていますが、昨日の新聞だったですかね、一応大場、胡麻草の方々が容認されましたので、この協定書にですね、この地元の人たちも加えるお考えはございますか、町長。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 今、地元の方を加える考えはということでございますけれども、基本協定を三者でしておりますので、できればですね、私としては議員の皆さん方のご意見は伺いますけれども、基本協定と同じように、環境協定も三者でしたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 地元住民のですね、やっぱり声は大きなポイントを占めます。それだけですね、ただ声だけ聞くじゃなくてですね、やっぱり住民同士の方々が今後遺恨を残さないためにもですよ、仲良く暮らせるためにもですね、やっぱり同じテーブルでですね、協議ができるように、私は真剣に取り組むべきだと思います。

先日ですね、和水町で今まで反対されていた対策協議会長がですね、今後多くの不安があると、地元住民との話合いの場をもってほしいと話されておりましたが、当町も同じで、それ以上に話合いの場を設けるべきです。不安は尽きないのです。本山副町長ですね、今まで町民の立場で、目線でこの問題を見守ってこられたと思います。産廃に関してですね、副町長の膝元でもですね、不法投棄が行われておりました。随分ご苦労されたとは私は思っております。です

から、地域住民の方々ですね、私は気持ちは十二分に理解できるはずです。地域に出向かれてですね、力になって、安心を与えてもらいたいと思います。その気持ちはもっておられると思いますけど、副町長、いかがですか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） お答えをいたします。

平成18年の3月だったと思いますけれども、建設予定地の発表以来、地元の住民の方々、また町議会の皆さん、町長をはじめ職員の皆さんは苦悩の日々だったと思います。私も今までは一町民でございましたけれども、今後は地域住民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに努力していきたいと思っております。

○議長（本田眞二君） 2番議員。

○2番議員（境田敏高君） 最後まで反対されていたですね、関係地区のすべての方々が苦渋の思いですね、建設容認をされた以上ですね、無にしないように、これから地元対策に大いにです、耳を傾けてください。これからが私は大事だと思います。私も再三再四言っておりますが、どんなに良い施設を造ってもですね、やっぱり住民同士の遺恨を残してはならないと思います。今後いろいろな要望が出てくると思います。中にはこれはと思われる要望もあると思いますが、少しでもですね、近づけるように努力してください。建設のですね、安心・安全も大事ですけど、やっぱり地元住民のですね、心の安心・安全を与えることが私は一番大事だと思うとですよね。住民とですね、膝を交えながら、お互いにですね、今後微笑みが見られるような会話が生まれるようにですね、してもらいたいと、そういう願いをもちまして、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、2番議員の一般質問を終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 10番議員の唐杉でございます。

私は、6件、メインとしてはやっぱり産業廃棄物処分場の安全ということのテーマになってまいるんですが、まずこの通告を読み上げてみます。産廃処分場の安全について、1つ、日本一の産廃設備をつくると言ったのは知事であり、副知事であり、環境生活部長であります。これは間違いございませんでしょうか。町長にお伺いいたします。

それから、遮水工の底面位置でございますが、これは地下水の水位の上か下かということの説明をお願いいたします。

それから、3番目です。処分場の予定地底部の地下水の水量、水位調査はいつするのか。

4番目、処分場西側に計画予定の貯水池ですが、これは低地に移動しなければ安全は保てないと思いますけれども、その件についての見解をお伺いしたい。

さらに、第4次行政改革につきまして、延寿荘の民営化の進捗状況はどうなっているか。

次に、八重丸の堰について、現在どこがネックになっているのか。

さらに、住んでよかったプロジェクト推進計画ですが、空き家バンク制度、その後の対応について説明をお願いをしたい。

南関町人口につきまして、南関町の新生児人口数の推移と今後の推計について。

それから、最後ですが、第4次介護保険計画の介護保険料案は出たのかという項目でございます。

ちょっと大小取り混ぜておりますけれども、時間を効果的に使ってまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

あとは自分の席で質問いたします。

○議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただいま質問を受けました、唐杉議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、産廃処分場の安全についての質問でございます。①として、日本一の産廃設備をつくると言ったのは知事であり、副知事であり、環境生活部長である、これは間違いないかという質問でございますけれども、このことにつきましては平成22年12月4日の知事の文書回答でも、今考えられる最大限の知識と技術を生かし、極限まで施設の安全性を追求するとともに、施設の運用にあたっては、生活環境の保全には万全を期して建設させていただきたいと回答するなど、全国のモデルとなるような安全な施設に向けて取り組むという姿勢でございました。この日本一という言葉は入っていないと、私は認識をしております。

②につきましては、遮水工の底面位置は、地下水の上か下かという質問でございます。議員さんも県から直接説明を聞いておられると思いますが、県の説明によると、地下水の水量等の影響の可能性がある渇水期の地下水よりも高いところに遮水工の底面部が位置するとのことでした。なお、付け加えますと、遮水工のさらに下には地下水集水配水管に地下水の水質を常時監視しながら適切に集水し、流下させる構造となっているとのことでした。

質問3の処分場予定地底部の地下水調査はいつするかという質問でございますけれども、すでに環境アセスメント手続きに必要な地下水量等の調査、予測及び評価がなされ、周辺環境に影響がないことが確認されております。住民説明会等を通じて広く説明がなされているところでございます。県の説明によると、処分場予定地の窪地には、現在、事業者が事業用途に使用するために貯水しているとのことであり、地元と協議した結果、今後状況を見ながらため池の水を抜いての現地確認を実施することとしているとのことでした。

質問の4番といたしまして、処分場西側計画に予定している貯水池は低地に移動するのが安全ではないかという質問でございますけれども、県の説明によりますと、西側ため池は散水用水の補給用水及び洪水時の調整池の周辺環境との調和などの複合的な機能をもたせる予定とのことでありました。現在でもため池が存在することで災害等が生じていることはなく、安全上の支障は考えられないと思いますが、県にそうした意見があったことはお伝えしたいと思いま

す。

それから、質問3番として、八重丸堰についての質問でございます。現在、どこがネックになっているかの質問でございますけれども、まず質問は関川改修に伴う八重丸井堰の取りあつかいの問題であると思いますが、関川改修とあわせて回答いたします。関川改修は熊本県が災害助成事業及び単県自然河川改良地ごとにより、改良を荒尾市からの順次整備を行っており、現在、八重丸橋の下流までの整備が完了しているところでございます。この質問の八重丸堰は熊本県が事業化している全体計画の区間に存在しております。熊本県は改修コスト及び予算確保の問題から、堰を撤去して、堰の代替となる井戸の新設等を考えておりますが、地元の水利組合としては井戸の維持管理に対する将来的な不安やボーリング井戸に対する収益の減に対する不安などがあり、改修の方向性が出ていない状況でございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

質問事項4番として、住んでよかったプロジェクト推進計画についての質問でございます。1番といたしまして、空き家バンク制度、その後の対応でございます。9月定例会でも質問されており、その後の対応としましては、ホームページ上の情報提供の中で該当物件の写真の掲載、町内不動産業者へのリンクによる情報提供を行っております。物件の登録状況といたしましては、これまでに10件が登録され、そのうち2件が成約済みとなり、残りの8件を現在も空き家バンクとして紹介しております。そのほかにも空き店舗としては、11月の契約1件を加え、3件が活用されております。なお、9月以降の現地案内につきましては、千葉県、山梨県、長崎県などからも来町され、物件を見ていただき、現在検討中の方もおられます。また、唐杉議員のご指摘のとおり、さまざまな理由はありますが、空き家の数の割には登録数が少ない現状にありますので、広報「なんかん」1月号へ空き家募集案内の記事記載や、再度、所有者、管理者へのお願いをし、登録件数の増を図りたいと考えております。

質問事項の4次行政計画について、延寿荘の民営化の進捗状況についてちょっと飛ばしておりましたので。延寿荘の民営化につきましては、平成22年12月14日に第1回民営化検討委員会が開催され、民営化を踏まえた施設の運営計画について諮問をしたところでございます。これまで8回の開催があり、その中で延寿荘の現状、民間導入の施設研修、施設運営、施設整備における経緯等について検討がなされており、現在、最終的な答申案の取りまとめが行われているところでございます。このことにより、近々において答申がなされるものと思っております。答申がなされましたならば、社会状況である民営活力の積極的な活用を行政改革と併せて、施設運営のあり方を議会と十分協議しながら、入所者や施設利用者にサービスの低下を招かないよう十分配慮してまいりたいと考えております。

第5期の介護保険料についてでございますけれども、10月12日に介護保険事業計画策定委員会を開催し、現在協議をいただいておりますが、保険料案はまだ出ておりません。

以上、お答えいたしまして、今後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。時間を止めてください。

-----○-----

休憩 午後 1 時 3 7 分

再開 午後 1 時 3 7 分

-----○-----

○議長（本田眞二君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の途中でしたので、これを続行します。

○町長（上田数吉君） どうも失礼いたしました。

南関町の人口につきましてはですね、担当課長よりお答えいたしますのでご理解いただきたいと思います。

この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 10 番、唐杉議員のご質問にお答えいたします。

南関町の人口についてということで、南関町の新生児人口の推移と今後の推計というふうなお尋ねでございます。ここ 10 年間の流れといたしましては、平成 13 年度で出生が 90 名ございました。平成 22 年度で 63 名となっております、ほぼ右肩下がりの状況で減少傾向が続いておるところでございます。しかし、23 年度におきましては、4 月から 11 月までの出生で 56 人と既になってございます。今後の 12 月から 3 月までも保健センターあたりの母子手帳等の出産予定で推計いたしますと、今回の議会の中でも年間 88 名という言葉が出てきておりましたけれども、そういった 88 名ほどになると予測をしているところでございます。22 年度と比較して 25 名の増ということで、約 1.4 倍の増加率となっているような状態でございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） ご質問の八重丸堰について、私から報告いたします。

関川改修事業の昨年度からの経緯と現状を報告します。平成 22 年の 7 月、昨年 7 月に建設課と玉名土木事務所で協議を行いました。同月、7 月 21 日ですけど、役場内において、地元の関係区長、それから地元の議員の皆さん、それから玉名土木事務所と合同の打合せ会議を行ったところでございます。この会議では、毎年、金丸区内の農地、町道が梅雨時期の大雨の時期に冠水している状況でありますので、関川改修の必要性を全員で確認したところでございます。その後、11 月に八重丸堰の水利組合との会議を行いました。先ほど町長が申しましたとおり、地元としてはですね、地元のいわゆる維持管理に対する不安などで、関川改修の必要性は理解されたものの、堰の取扱いについて意見がまとまらなかった状況でございます。本年度に入り、ちょっと玉名土木の担当者も代わったもので、何ら行動が見受けられませんでした。今年に入りまして、町長と私が玉名土木事務所の部長に改めて改良要望を実施したところでご

ございます。その後、11月に建設課と玉名土木事務所の担当のほうで協議を行ったところです。この協議の中でですね、計画区間には八重丸堰とその上に川原田堰というのが2つの堰があります。町としてはですね、2つの堰を一つに統合して、水をお返しする方法はないものかということで申し出たところでございます。現在、玉名土木事務所においてはですね、統合できるのかどうかと、いわゆる技術的な点からですね、簡易測量を行って検討している状況にあります。ちなみに、八重丸堰の関係者をいいますと、水利組合員が19人、面積が1.7ヘクタールでございます。それから、川原田堰の水利組合14人、面積が約3ヘクタールでございます。これは農地に水を返す仕組みをどうやってやるのかということが今後の課題でございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それでは、お答えをいただきました順番につきまして、さらに追加の質問をしてみたいと思います。

町長、全国のモデルになる設備をつくるというようなことは言ったけれども、日本一とは聞いてないということでしたけど、一番最初にですね、金澤副知事が言われたときですね、これは新聞でも載ってたと思うんですけど、日本一という言葉は確かに使われているんですよね、と私は思っておるんです。それで、このへんについてはいいです、もうテーマが主なテーマじゃないので、これはもうこれでいいです。ただ、言っておられる意味はね、同じだと私は思いますので、全国のモデルになるような設備をつくるという意味はですね、これは同じなので、そこはもうこだわらないと思っております。最大限の努力をしてね、設備をつくるというようなことは今先ほど言われました。そこで、町長にお尋ねするわけですが、日本一というか、全国のモデルになるという形、あるいは最大限の設備というからにはですね、遮水工の位置関係、仕組み、安定化の内容、速度、入ってくる物質の選別の方法、こういったものをですね、どこかと比較して言わなければ、モデルという表現にはならない。最大限の設備という表現にはいえないわけですけど、また設計をですね、プレゼンする業者もですね、これは1社ではどうにもならないと思っとなるわけです。ですから、何を基準にしてこういったものを県は、あるいは事業団はですね、言っておるかというようなことをですね、確認をしまして、そしてそういったものに対するモデルとは何ぞやというようなことをですね、改めて質問したいと思うんですけど、町長、そのへんは今後の設備の安全をですね、考慮しながら取り進めていかれるようになると思いますけど、まだ決まっておられませんけど、そうした場合にですね、どういう点に注意をされて、これを取り進められるかということについてですね、住民の安全の立場からご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） もちろんですね、熊本県が言われております安全・安心の施設をつくるということでございます。その日本一ということは言いませんでしたけれども、モデルというこ

とは出てまいりましたので、モデルということは、これまでにないような施設をつくりたいという気構えだと私は理解しております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そこで、先ほど申し上げましたように、モデルとなるからには比較するものがあるんですよね。だから、それはどこと比較をしてそういう言い方になるのかという質問を私は今、町長に申し上げてるわけですけど、そのへんについてお答えはありますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） この施設のほかにもいくつも出来てると思いますからですね、その中で一番いい方向に進められると、私は思っております。私もまだ3カ所しか見ていませんけれども、どこも立派な施設が出来ていたような状況でございます。それ以上の施設になることを期待しております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 町長もご承知だと思いますけど、この産業廃棄物処分場のですね、クローズド無放流という設備は、まだどこも稼動してないんですよね。稼動しているところはなくて、今建設中が高知県の何とかというところと、それから仙台も今取りかかったかどうかという段階ですけど、一般廃棄物処分場といいますと、家庭用のごみを扱うところですけど、それについてはいくつかあると。これは民間の業者も含めましてですね、あります。ですけど、これは本質的にね、私は違ってると思うんですよ。そういった設備を扱う家庭用の一般廃棄物の処分場とですね、これから我々がつくることになるかと思われるんですけど、その処分場というのは本質的にね、性格が違うと思われまして、それは町長は同じたというように理解されますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 同じということは、工法が違うから比較にはなりませんけれども、クローズドとしてですね、一番いい方法をとりたいという考え方とっております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、分かりました。もうこれ以上、時間がちょっとあまりないので、このへんでやめますけど、その次の質問に入りますけど、町長は事業団の言うことは、すべて正しいということの前提のもとにですね、すべて事業団事業団というところで進められてきたと思います。事業団の示すすべての施設を日本一のものと、日本一という言い方は悪いですが、全国モデルになる最大限の設備をもっておる設備だというように考えておられるとしますならばですね、それは事業団についているコンサルタントというのが必ずおるわけですけど、そのへんは町長、ご存じですか、どこが付いてるかというのは。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 私も熊本県でなく、また事業団でもございませぬので、コンサルにつきま

してはまだお聞きしておりません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 次に、町長は、住民の安心、設備の安全というのをですね、本当に心底願っておられるのかどうか、そこを私はどうしても疑問でならんわけですけど、町長はそれは願っておるという答えになると思うんですけど、もう一度ですね、確認をしておきたいと思います。なぜそういうことになるのかというのをですね。どうしても私は理解できないので、もう一遍くどいんですけど、お答えをいただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） もう当然のことであってですね、住民の安全を願うことは私の責務だと、私は思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そのときにですね、やっぱり町としてどういう形ですれば安全な設備になるというようなことは、当然県が、事業団が縷々説明をしているより以外にですね、町としての当然のそれを確認する義務があると思うんですけど、町長はそれを一応されることなく容認の態度を示しておられるわけですよ。だから、そのところがね、ちょっと私は今もって理解ができないでおります。それで、私はそう思っておりますから、私はそういう気持ちでおります。これに対する答えはもうまた水掛になりますので、これから先はもう突っ込みません。

続きましてですね、今度は住民課長にお尋ねしますけど、今度、環境アセスメント準備書の中でね、町としての意見書を出されたと思いますけど、これはいつどのような内容で出されましたですか、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨日の答弁の中でも申し上げましたとおり、12月の5日に意見書という形で、町長名で提出しております。具体的なその内容につきましてでございますけれども、一応お読みしていきたいと思っておりますのでお願いいたします。

まず、全般的事項といたしまして、全体的には方法書に寄せられた住民の意見も参考に、現地調査も詳細に行われたものと思われまして。ただし、取りまとめられた内容についての表現が非常に専門的な部分が多いということもあって、理解しづらい部分も多々ありますと、そういうことでもう少し分かりやすく、誰が見ても理解できるような表現であればというふうに思っております。

続きまして、対象事業の規模ということでは、地元説明会では2期工事、これは拡張とか増設というふうなものはしないと明言されております。この考えに変更はありませんかというふうなところも念を押しております。

それから、遮水工というところに関しましては、遮水工については、底面部、法面部へのコンクリートの打設や、保護土圧の増など、安全性の確保に向けた取組みについては評価ができますが、今後とも最新の手法や最善の手法に向けた取組みについて検討をお願いしますというふうにしております。

続きまして、漏水検知システムに関しましてでございますけれども、施設の安全管理面で遮水施設と並んで一番大事な施設部分であります。地元住民の一番の関心事項の一つでもあるので、誰もが理解できるような、もう少し詳細な記載を要望いたしますということで述べております。

続きまして、搬入道路につきましてでございます。搬入道路について、主要地方道の大牟田植木線から、町道米田冷水線を利用することとなっているが、町道に架かる橋梁等の構造等を考えると、工事車両等の通行も含めた新たな搬入道路の新設が必要だろうということで、そういったことを望んでおります。

湧水の状況といたしまして、湧水を確認しているとの記載でありますけれども、以前より地元から要望がっております、約束があった地元住民との建設予定地の窪地の現地確認と説明を早期に、先ほどもございましたけれども、早期に実施してもらいたいというふうなことを申しております。

それから、緑化への配慮をお願いしますと、水位につきましては造成工事や地下水集排水による地下水の低位は、埋立地の近傍でわずかに予想されるという程度というふうな表現がっておりますけれども、地元住民といたしましては、飲料水についてのすべての地下水に頼っている状況であるので、十分な検討をお願いしたいというふうなことでございます。

まとめといたしまして、今年の4月の6日から27日までに開催いたしましたまちづくり懇談会の中で、大震災を例に挙げておられましたけれども、処分場の安全性に対する意見が非常に住民の方々から多数出されました。今回の準備書に対する住民等の意見の中でも、遮水材や浸出水の処理施設などへの不満や心配の意見がたくさんっております。他県の公共関与のトラブル事例等をしっかりと検証していただいて、県として最大の重大な責任をもってあたるということに決意していただいて、想定外という事態を招かないような、全国に誇れる安心・安全な施設となるよう、最後まで検討をすることを強く求める。そして、この事業は地元住民の理解を得ずしては実施するのは難しいと思われまます。100%の理解を得ることは難しいと思っておりますけれども、一人でも多くの方々の理解がいただけるような誠意ある説明会を今後も引き続き開催するように求めるということでございます。

また、町や住民の皆様方が意見を述べられるのは、今回が最後の機会となりますので、評価書の作成にあたっては、これはアセス審査会でございますけれども、審査会や町、住民の皆さまから出された意見、要望がしっかりと反映されるようなものとなるように強く求めるというふうなことでございます。

最後に、準備書に明記されている事後調査やモニタリングについては、地元の意向を踏まえて決定するとともに、水質検査など、住民への情報公開に努め、建設工事着手、供用開始後も住民参加のもと設置する監視委員会を通じて、施設の安全性に対する安心感を得られるよう、今後も引き続き誠意をもって丁寧に説明することを重ねて求めるというふうな内容で意見書を出しております。

長くなりましたけど、以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これは後で議員全部に配付をしていただくようにお願いできますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） はい。これは一応公文書という形で県に提出しておりますものでございますので、それについては可能かと思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それじゃあよろしく配付をお願いいたします。

続きまして、今のようなこの流れの中です、安全というのを、度々我々は言葉にはするんですけど、安全というのは一方からだけじゃ駄目だと、一方の見方だけじゃ駄目だと、私はいつも思ってるし、言ってるわけですけど、そのへんについてのですね、一方だけじゃない、客観的だというようなこの確認をどうやって、町としてですね、得るつもりなのか、得られるのかということについて質問をいたします。これは、住民課長、お願いします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 安全の確認をどういうふうに見るのかというふうなことだろうと思います。我々の今の段階といたしましては、十分に県あたりからの説明、あるいは構造的な部分の説明あたりを今後ずっと引き続き説明を求めながら、一つ一つやはり検証といいますか、意見を求めて説明をしていただくことが、やはり今の段階としては地元住民の方にも非常に大切なことではないかというふうに思っております。なかなかちょっと回答になっておりませんが、今の段階としては県からの説明、事業団からの説明を十分に聞きながら、安心・安全の追求を、安心・安全に向けての部分で説明あたりをしていただくということが一番大事なことかなと思っておりますのでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ですから、一方から見ただけでは駄目だという、私はそういうことを考えておるわけですけど、一方からじゃないよと、これは客観的な見方なんだよというようなのをどうやって確信するか、確認するかというところの質問なんですけど、そのへんについてご答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ですが、10分ほど休憩します。

-----○-----

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 0 9 分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番議員の質問に対する答弁の途中でしたので、これを続行します。住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 10 番議員の、客観的に安心・安全をどういうふうに確認していくかというふうなご質問だったろうと思います。今年の 8 月 9 日の日に三者で基本協定書というのを結んでおります。その中に監視委員会というふうな項目をうたってございます。県と事業団と南関町は、協議の上で地域の生活環境の保全のために、処分場の建設及び運営の監視を行う委員会を設置するものとするというふうにうたっております。この中にこの地元ということと町というふうなところも加わりまして、工事の施工状態とかの立会いをすることによって、等において、客観的にそれが適切に行われているか等を確認しながら進めていけるのではないかなというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10 番議員。

○10 番議員（唐杉純夫君） 問題はですね、これは監視委員会の役割というのは、計画が出来て、それに工事が進行するという段階に入っているというように説明では理解、解釈したわけですけど、実際には設計段階での設計の内容こそが一番大事なことなんですよ。そのへんについてちょっと返事が足りなかったと思っておりますけど、そのへんも監視委員会が続けてやってもらえるのかどうかということで、ちょっと疑問が残りました。そのへんについては、今後ですね、よくご検討をいただきたいと思います。

それからですね、今申し上げましたような、縷々申し上げました中でですね、安全の検証というのはですね、一つ一つ本来はしていけないかんわけです。住民の生活と環境を守らなければならないという役割を担うべきであるはずの町がですね、県の事業団とは違った見解をもって、安全に対して取り組んでいけないかんと思ってるわけですね。そのへんも今後の町長以下の執行部の手腕に期待するとだけしか言えませんので、このへんでちょっとこの 1 番については省略いたします。言うべきところは言っていると思いますので、あとはよろしくご検討いただきたいと思います。

次の遮水工の底面位置の問題に入ります。先ほどですね、渇水期を上回るときに水抜きするというふうなご答弁でしたけれども、これは最初のときはそういったと思いますが、ちょっと変わってると思うんですよ。この渇水期を上回るときに水抜きするというのは、私の設問には答えられてないんです、正確には。これはですね、遮水工の底面位置、遮水工があります、その底面位置がですね、地下水の水位の上になるのか下になるのかという設問なんです。だから、渇水期を上回るときは水抜きするという答えは、これは渇水期を上回ったときは水は底面

より上になるし、それから渇水期のときは下になるというような解釈ですか。そのへんが答えになってないので具体的にお願いします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） ただいまのご質問にお答えすることとでございます。

ご質問につきましては、準備書の意見概要送付書という中においても、事業団のほうからの回答にもあったと思います。それとは別にしましても、この処分場での構造に関しましてでございますけれども、遮水構造というのは法令基準以上の三重の遮水構造だと聞いております。その下にコンクリートを打設して幾重にも遮水機能をもたせることで漏水を防止しているというふうな状況だろうと聞いております。さらに、仮にその一番上の遮水材が破損した場合であっても漏水検知機能で漏水箇所を検知するために速やかに補修することが可能でありますということと、加えて処分場を屋根や外壁で覆うクロード型のために散水をもって制御することで、新たな漏水を発生させないなど、遮水構造とか散水管によって総合的な二重の安全機能を装備した極めてその安全性の高い処分場というふうな説明がなされているわけでございます。今、ご質問の中での部分でございますけれども、地下水の位置に関係なく、遮水構造の下には地下水の集排水管というのが設置されるということとございまして、地下水を集めて、常時その水質の変化を監視していきながら流下させるというふうな構造と聞いております。遮水の構造にも影響を与えることではありませんというふうなことで聞いておるところでございます。このことにつきましては、他県の公共関与の処分場でも多くの安全性の実績があるというふうな聞いておるところでございます。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 遮水工の底面位置がですね、私はね、こういうふうに理解するんです。遮水工の底面位置が地下水の上にあるならばですね、遮水工の破れは底面のコンクリートでですね、一旦は受けますけれども、それ以降はですね、破れを修復するまでコンクリートに溜まりっぱなしになるわけですね。ところが、そのコンクリートは必ず漏れます。漏れた汚水は地下水に浸入することになるので、その漏れを最小にするために1日たったの60トンしか流さない設計になってしまつとるわけです。今度、底面位置が下になるならどうなるかといいますと、地下水は遮水工の破れた箇所から処分場に今度は流入することになるわけですがけれども、流入している間はですね、地下水には汚水は混じりません。おかしいけど混じりません。ただ、底面位置と地下水がね、同じになったときから、地下水への混入が始まると、こういうこととございます。それで、これは今の私の2番の底面位置は地下水の水位の上か下かということに対しては、遮水工があるから、あるいは集排水管の機能が十分だから、そんな心配はせんでもいいというように受け取れましたけれども、しかしこれは町民の立場でいきますとですね、これはとんでもない話で、こういう恐れがあるからこそね、あるからこそ安全というものを十分にやってもらわにやいかんですよと言ってるわけですけど、ですからそういう意味では

課長の答えはちょっと答えになってないと、私は思います。ですけど、これはもうこれも私の意見でございますので、私がいくら言っても課長はそういう答えしか返ってこない。ですから、もうこれもやめます。もうこれでやめます。

さらにですね、今度は3番目です。処分場予定地底部の地下水の水量、水位調査はいつするかということでございますけれども、これは返事では事業団が使っておるから、今後相談をしながら現地を確認する予定であるというご答弁でございました。この予定地底部の地下水の水量、水位調査はね、いつ環境生活部長は約束をしたんですしたか、お尋ねします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 私もちっと記憶ではっきりいつということは記憶はしておりませんが、住民説明会の場において、そういったことははっきりと申されておったことは記憶しております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これはね、去年の9月です、もっと早い時期かもしれん、9月か8月か。だから、1年3カ月も経ってるわけです。環境生活部長がもう代わられた、駒崎さんから谷崎さんに代わられた。代わられたときもちゃんとやりますと約束はしてる、交替された部長もですね。にも関わらず、しかも1年3カ月、4カ月も経っておりながら、まだ事業団が使っておるから、今後現地の確認をその後で相談をしながら決めていきたいとか、これはですね、答えになっとらんと私は思うとですけどね、町長、そのへんはどういうようにお考えですか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） とにかくですね、もう事業団がこういう調査をされますからですね、役場のほうでは何とも言えません。議員さんが言われたことはお伝えしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） やっぱりね、これは一番この問題は大きいと私は思っています。だから、その大きい問題はですね、事業団はまたこういう言い方もしております。これは環境アセスメントの条項に入っていないので、これは我々は強いて言うなら調査する必要はないと言ってるんですよ。これは住民課長も知っていますよね、そういう言い方をしておるというのは。知ってますか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（木村浩二君） 今回、お手元にも配付いたしました準備書と意見等の概要書の中で事業団の見解がなされております。この意見書の住民の方たちのご質問の中にも、やはりその意見ということで説明会時の約束事項として、地下水の湧水調査を地元立会いで行うのではなかったのかというふうな質問や、住民立会いの約束をしていた地下水の調査は、いつ、どんな方法で実施するのか等の質問があつておりました。それに対して事業団の見解といたしましては、現在、土地所有者の方が利水を開始されたため、窪地底部の浸み出しの状況が確認できません。

そのため、地元の代表の方と相談し、状況を見ながらご案内したいと考えていますということで、事業団の見解としてもこういうことで地元の代表の方々と相談しながら、状況を見てご案内をしたいというふうに答えられております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そういうことです。さらに言いますと、これはそこに書いてございませんけれども、環境アセスメントというのは環境の影響を評価するだけであって、実際その設備の内容がどうのこうのということについてはですね、我々の調べる範囲ではないので、これについては詳しく言うと、調べる必要はないんですよというような答えももらっております。これはもう住民課長もそのへんについては、今、返事がございませんでしたけど、これは私がそういうふうに聞いておるので申し上げておきます。

それからですね、4番目です。処分場西側に計画予定している貯水池は低地に移動させるのが安全対策ではないのかということは、これに対しましては、簡単に、県に伝えるというお言葉でございましたけれども、これはですね、非常に大きな問題がありまして、これは住民課長もよくお読みで、本当私も感謝しとるわけですけど、感謝というか当然のことだから感謝する何かもしらんけど、準備書の要約書の2—13というところにですね、これは事業団の見解です。なお、埋立地西側にあるため、池からの地下水への浸み出しがあり、地下水の集排水性が特に求められると想定される西側周辺の法面は、さらに綿状排水材を布設する等、集排水性を向上させると書いてあります。事業団としてもこの貯水池の問題というのは、漏れを心配していることは準備書にもこういうふうに書いてあります。なぜこういうことかといいますとですね、あそこの地形を見ていただくと、確認していただくと分かりますけれども、遮水工よりも西側の貯水池は上にあります。ヘッドははるかに上です。だから、その上にある水が溜まりますとですね、それがずっと流れて、それで遮水工のところをくぐってですね、今の下の候補地のところまでですね、水が入り込んでおるというのはもう知ってるわけですね。私の解釈で知ってるわけですが、事業団は。だから、そういう恐れがあるので、そういうことにならないように防ぎたいというように言ってるんです。

そこでですね、私、ちょっと申し上げたいのは、私はですね、このへんについてですね、処分場の四方を擁壁で囲えと、そんな危ないのをですね、上に置いとって、いつ浸み出すかわからんようなものを遮水工の上に置いとくならば、遮水工の法面から水が入り込むということが起こるけんが、そういうのはもう移しきらんならば、移動させきらんならばですね、擁壁で覆えという提案をしました。しかし、それは一蹴されております。ここで日本一の施設と私はここで書いておりますけど、そういった皆さんの定見に耐えるような施設にするためにはですね、低いところに移動させるというのは必須条件だと思っておるわけですけど、町長は土木の専門家でいらっしゃるしますので、そのへんについてどのようにお考えかというのをちょっとコメントをいただきたい。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 私はですね、はっきり言いまして、現地のほうはまだ確認をしておりません。といいますのもですね、なかなか場所に行くのもですね、地域の方のことを考えますと、行きにくかったということでございます。今言われますことはですね、ため池を覆うということですかね、直すということですかね。

○10番議員（唐杉純夫君） 直すということです。

○町長（上田数吉君） それはもう水利学上はですね、やっぱり高いところから低いところには水は自然の流れであって、低いところにもっていかれるならばですね、それは経済的なこともございますけれども、そのへんを検討する必要もあるかと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 安全にお金は要らんのですよ。お金を考えよったら、安全はもう何もかんもなかごつなってしまうと、私は思います。ですから、安全というものを考えるためにですね、安全性を確認するために、我々はもっともっとこの問題は粘らにやいかんやったっじゃなかでしょうか。その粘りが少なくなったのは、町長、言っては悪いですけど、町長の責任でもあるんです。ですから、これはですね、やっぱり最後までですね、今おっしゃったようなことを理解していただいてですね、これについてはもう少なくとも、これはですね、守っていただかんといかんわけです。どうしても守っていただかにやいかん。なぜかならですね、これが上の高いところから水が流れます。これはですね、短期、長期的に見ますとですね、今はいいです、かもしれない。だけど、10年、30年、50年、100年となった場合はですね、遮水工は必ず破れます。漏水が起きます。そのときはですね、上に水があればどうなりますか。ですから、遮水工のメンテナンスをいつまでするかというのが問題ですよ。メンテナンスもそこそこやるとか約束はしながらですね、それはですね、我々はそら信用でけんです。ですから、そこだけはですね、どうしてもこれはやっぱり守ってもらわんと、やってもらわんといかんと思います。でですね、ちょっとこれはちなみに余談に近いと思いますが、関東電力でですね、致命的とさえいわれる、大問題を引き起した原発のですね、放射能漏れ、これの最大の原因はですね、発電所の停電にあるわけですね。当時ですね、停電をしたために原子炉の核分裂が暴走して制御不能となってしまった。しかも、その停電はですね、たったの数メートルの津波でも灌水してしまう地下室にですね、無停電装置が2カ所も造られたというわけです。しかも、これは信じられない不興ではあるんですが、この設計をですね、当初から警告していたのが技術輸出をしたアメリカのメーカーだったんです。あんなことしていいわけがないよね。また、まさしくその問題が起きてしまった。この問題を誰がどのように責任をするんだろうか。今になって、誰もいないです。ですから、この問題は日本を大きく揺さぶっている原因はですね、問題は一見有識の人に見える原子力の専門員がですね、侵した、どうしようもないことなんです。こんな偉い人がね、こんな馬鹿なことをやるかということをやっ

った。これがですね、今の今日の日本をですね、もう大変なことにしてしまったということなんです。これからもですね、これはNHKが報道しているんですけども、この報道はですね、NHKがしております。ですから、日本一の設備というものはこういう不安全性の高い設備をまず排除することから出発しなければならんと思っておるわけです。ですから、今さっき申し上げているように、どうしてもこのやつは人災に終わらせないためにもですね、水だけはちゃんと緊急避難の前の避難をですね、ここでやっておくべきだというように思うわけです。このへんでもう産廃の問題はこれで終わります。

その次に、第4次行政改革の中に入ってますけれども、これは第4次行革の中ではですね、収容人員増も含めて検討するというようにうたってあるわけですけども、このへんについての中身は人員増なんかも検討されていますか。まだ結論は出てないということですけど、それについてはどんな具合ですか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 民営検討委員会は、第1回から第8回、7回までは私がまだ検討委員会の委員長でございました。検討内容で申し上げますと、先ほど審議員のほうから答弁がありましたように、延寿荘の現状、それから職員が現在のところ臨職が多いというようなことで、そのへんの管理上の問題、そういうことを検討いたしまして、特に特老は今30名ですね、そういう中で経営的には人数が少ないと厳しい状況にあるわけでございますけれども、以前、特老の増設についても検討した経緯がございます。その中ではですね、補助金等のあり方が若干変わってまいりましたので断念した経緯もあったわけでございますけれども、今回は定員増というところまでは検討はいたしておりませんでした。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今、検討が行われている内容もこの人員問題については触れられていないという答えですか。それでよかったですか、今現在の。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 今おっしゃいますのは、要するに利用者の増を考えているかということだろうと思います。その中にですね、いろいろな意見も出ましたけれども、まあ民営化すれば、その分はある程度、定員増も自由にというといけませんですけども、案外スムーズにできるのではないかなというような検討はいたしたことはあります。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これは、今現在あるという理解でいいんですか。もう過去のことになるんですか、今のことですか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 今検討しておりますのはですね、あくまでも現状のままのところを検討をいたしたところでございます。現在、特養が30、養護が50、併設の運営ですので、その

点です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ですから、私の質問はですね、第4次行政改革の中に人員増も含めたところで検討するとうたってありますので、そのへんについてはどうなのかという質問だったんですよ。だから、その質問には答えになってないので、ちょっと今疑問が残ったわけですけどね。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 確かに第3次の行政改革を作成したときには、私もおりました。そういうところには、民営化も含め、そのじぶんは直営でやることになれば、そういうことも人員増も含めたところで検討すべきだということでございますけれども、民営化できるものは民営化していくと、民間活力を導入するということを考えますと、今の今後の検討委員会の中ではですね、現状のまま民営化できるかどうか、民営化した場合に引受け手もあるかどうかを検討すると。それともう一つ、今現在置かれている延寿荘の状況、さっき申し上げました職員等の問題、そういうものを検討したところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） そしたら、まだ公設民営化、民設民営化とか、そういうところまではまだいたってないという解釈でよろしゅうございますか。

○議長（本田眞二君） 副町長。

○副町長（本山一男君） 私、その後、検討委員会を外れておりますので、検討委員を10月までは私も検討委員の中でございましたけど、それ以後はもう検討委員を外れております。そういう中で、先ほど審議員が申しましたように、答申について現在、答申内容を審議中ということでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい、分かりました。分かったような、分からんような。結局、本山副町長は、それまでは委員長だったけど、副町長になったのでちょっとそこから後はよく分からんと、分からんというか、今の答えのとおりだというようなことになるわけですね。はい、分かりました。それじゃあ今後はそういう点についてもまだ検討が重ねられるということで、審議員、よかったですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） はい。10番議員さんのおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 分かりました。

その次にまいります。八重丸堰の件に入りますですけど、建設課長、これは河原田の堰とで

すね、八重丸堰と、それと合併させて、そして新しい堰を造るという場合に、費用とかいうのはやっぱりかなりかかるでしょうね。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 堰の造り方にもよりますけど、転倒堰なり、ラバー堰という方法がありますけど、五、六千万かかるだろうと思います。県が当初考えた分については五、六千万の井堰の改修の分はです。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） まあ五、六千万というと、完全にもう射程の範囲内に入るしですね、あとはやっぱりもう一番ネックになっとるのは住民の皆さまの理解がですね、どのへんまで取り付けられるかということになるかと思いますが、そのへんについて、とにかくボーリング井戸としては、やっぱり住民の皆さんの片方立てれば片方立たずということで、トレードオフの関係がありますので、そのへんについてもう諦めるとしますとですね、もうそういった方法しかないような感じもしておりますので、何様よろしく、そこから先は、町長も今、堀建設課長の話だと、玉名にも地域振興にも行かれて、そして努力をされたというようなことをごさいますので、町長が行かれたら少しはどげんかなるかなという感じがしますので、よろしく願ひしたいと思います。

それで、問題はこれの時期なんですけどね、時期の目安というか、だいたいどのへんぐらいまでにはどういふようなところまでちょっとしたいとかいふようなのがありますか。

○議長（本田眞二君） 建設課長。

○建設課長（堀 賢司君） 県の事業でありますし、南関町としてはですね、先ほど言いましたとおり、金丸地区の毎年の冠水状況等を考えると、できるだけ早く整備していただきたいというふうには考えております。具体的にはどういふスケジュールでいくのかと、県に言うのかという部分は、やっぱり地元の水利組合、先ほど八重丸堰の水利組合、それから河原田堰の水利組合、私は堰を一つにすることなら、両方の水利組合は納得されるものだろうと思っておりますけど、県も財政難であるし、県が考えているのは、できるなら堰を撤去して何らかのボーリングでも、水を返すほうがですね、先ほど五、六千万と言いましたけど、ボーリングなら1,000万円程度で済むということも、県も頭の中に入れておりますので、私も同じような効果は、水を返すことができることであればですね、関川からボーリングで水利に返す方法もあるし、そのほうが安価であればそういきますけど、基本的にはどっちにしろ水利組合の考え方です。八重丸堰の水利組合の人と話しましたが、やっぱりいろんな考え方があります。私は安易に考えておりました。すぐまとまってくるんじゃないかならうかなと思いましたが、いろんな意見があったり、将来的な維持管理、ボーリングなどの電気代等、自分たちの耕作される方の年齢の問題、もう将来的に不安をもっていらっしゃるという部分もありまして、はっきり言って個性的な人が強い地域の人で、考え方はなかなかまとまらなかったというような状況です。これ

が説得するのが一番の今後の大きな課題かなと思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今ですね、この間から出初式に使われる関川の橋の堀池園川ですね、あそこあたりもきれいになりましてですね、木村新聞屋の名前言うといかんかもしれんけど、新聞屋のところまでもうきれいになっとつとですよ。あの状態というのは、今もう南関町全体を見渡しましてね、かなりどこでもああいう状態になってるんですよ。だから、南関町の関川周辺だけがちょっと取り残されているというイメージが強いので、本当に私も何とかならんものだろうかというように思っておるわけでございます。それで、今、堀建設課長も言われましたんですけど、そういうことで、なるべく実現に向けてですね、がんばってやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、住んでよかったプロジェクトの推進計画というところに入りますけれども、これはまちづくり推進課長にお尋ねしますけれども、この昨日の答弁の中で130戸ぐらいあったのかな、207戸のうち130戸ぐらいがリストに上げて、何とか使えそうなものだというふうなことを伺ったわけでございますが、これをですね、ちょっと校区ごとに、課長、分解して言っていただけますか。そのへんぐらいだったらプライバシーとか何とかまではならんだろうと思いますんですけど、どんな具合ですか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 実際、その校区ごとということではですね、まとめておりますけれども、今日、この場所にが持ち合わせておりませんので、その校区については後ほどまた報告させていただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） それじゃあ議員の皆さん全部に配付でよろしくお願いいたします。

それからですね、今、担当者ですね、この空き家バンクに対する担当者の方は何人で今やっておりますか。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） まちづくり推進係は3名おりますけれども、総合相談窓口には1名が従事しておりますので、2名でだいたい仕事を行っておりますけれども、9月からですね、先ほど町長の答弁にもありましたように、どういった仕事をしていたのかということも非常に気になられていると思いますので、概略を紹介いたしますと、10月からはですね、タクシー助成事業ということでご紹介しておりましたけれども、実は12月の13日、火曜日からですね、タクシー助成事業が正式にスタートいたしました。それで、この助成事業のためにも、各区長様よりですね、そういった交通手段をもたれない方の紹介をいただきまして、町内全体で340人ほどの紹介をいただきました。その340人の方をですね、各世帯をうちの職員2名で全世帯を、10月後半、11月、12月とかけてですね、訪問して事業の説明を行っ

て事業の推進をしてきたところでございます。当初はタクシー助成事業もですね、予算のほうでも100名程度かなということで登録者を予想しておりましたけれども、予想以上の高齢者の方で交通手段をもたれない方が多くおられまして、現在のところ193名の方が登録していただいたことになりました。こういったこともですね、非常に事務量の増加ということにはつながっております。また、今回ですね、このタクシー助成事業でそれぞれの世帯を回っておりますけれども、ただ回るだけじゃ非常にもったいないなということで、今回のそういった家庭訪問の中にですね、今後予想される宅配事業につきましても、恐らく同じような方が該当するんじゃないかなという、そういった予想もつきますので、そういった方の聞き取り調査も併せて行いました。そういう現在行っている住んでよかったプロジェクト推進事業につきましては、一つの事業だけではなく、総合的にそういった動きをしておりまして、今後ですね、宅配サービス事業あたりにも結び付けることができるならということで進めておりまして、そのようなこともありましてですね、まずどうしても急がなくてはいけない事業から取り組んできたということもございまして、空き家バンクへの対応がですね、少し遅れ気味ということに對しましてはですね、今後はもっと積極的にですね、取り組んでいきたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） いろいろ仕事の優先順位ですから、私どもでどこを先にするかというのは課の判断でもあるわけで、何も言えないかもしれませんが、まちづくり推進課はですね、私のイメージの中には、よくどこでも組織されてる「すぐやる課」というイメージもあると期待しておるわけです。来年早々からはですね、新学期に向けて関東、東北地方からの人口異動がかなり多いものと、私は見ているわけですね。そのへんをまちづくり推進課として、課長としてですね、そのへんはいろいろあると思いますけれども、何卒そのへんをよろしくですね、勘案の上で仕事を進めていただきたいというように思っております。中でも人口増の施策というのはですね、まあまちづくり推進課はもう当然喫緊の課題であるはずで、機動力に期待をしたいと思っておりますが、町長にお尋ねいたします。9月議会でですね、私の質問に対する答弁の中で、人口増対策推進員制度というのを仮の名前で掲げましたけれども、以後検討しますということになっておりましたんですが、そのへんについて、経過についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） たいへんですね、申し訳ございませんけれども、現在のところはですね、案はもっておりますけれども、検討はとくに段階には入っておりません。今後実施をしてまいりたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これに関連しましてですね、集落支援員制度というのがありまして

ですね、それからそれよりもっと大がかりな形では、まちづくり応援隊と、これは総務省なんですけど、それから今度は農水省の関連では耕作放棄地の再生利用対策とかいうものが次々に施策で討たれておりますけど、そのへんについて佐藤課長は集落対策推進員あるいはまちづくり応援隊ということについてどういうふうにお考えか、それを利用するつもりはないのかというようなことをお尋ねします。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） そのような制度につきまのしては、唐杉議員からお聞きして、そういった内容については見ておりますけれども、まだ今の段階でですね、まずうちにできる事業をということで、先ほども町長おっしゃいましたとおり、そういったことで取り組んでおりますので、やはりそういった必要性に応じて、今後はですね、やっぱり努力だけではできない部分については、そういった事業も取り組んでいかなければならない。そして、私たちのまちづくり推進課だけではなく、やはり農水省の問題等もありまして、耕作放棄地、そういったものもありますので、経済課とか、ほかの課ともですね、連携を図りながら検討していかなければならないと考えております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これは政府の勸奨の施策ですので、当然お金が出るんですね。このお金を活用することによって、人件費を浮かすことができるし、そして専門的にこれを携われるような人が、これは公の応募という形もあるんですけど、そういうこともできるので、こういったものはやっぱりどしどしですね、行政としても採用すべきじゃないかというように思っておるわけですね。特に私、この空き家バンクの制度かれこれなんかにしましても、今ちょうど、ちょっとまちづくり推進課で人がいないので、それについてはちょっと手がいっぱいというイメージでお聞きしたのでですね、そのへんについてはやっぱり今後の問題としてはこういうやり方もあるじゃないかというようなことですね、アピールをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、ちょっと提案事項が、今、南関町人口が減っておる中でですね、例えば空き家バンクの対策としてですね、転入者を優遇したり、あるいは住宅を貸す人、その貸す人に対する補助金を交付することによってですね、人口増につながりはしないだろうかというようなことで、ちょっとここで提案をしたいと思いますんですけど、ご意見を伺いたいと思います。ご検討いただきたいと思います。一つは、持ち主の人にはですね、一応1件当たり30万円ということで、借り主に10万円という形で補助金を交付する施策ができないだろうか。これによって、40万円が必要なわけですけども、このために人口が2人増えるとしてですね、通年、例えば5年間、6年間ぐらいで200世帯を増加させると、こういうふうにしますとですね、合計で8,000万円要るわけですけど、通年だから、5年計画として5で割ると、年間1,600万円ぐらいですかね。そのくらいでいいわけです。1世帯当たりに2.5人としましてです

ね、500人の人口増につながります。これはもちろん新生児は入りません。だから、新生児のほうの増加と比べますと、かなりの数字になるわけで、それをこの補助金を交付することによって弾みがつくかつかんかというところをですね、佐藤課長、ちょっとご検討いただきたいんですよ。そのくらいしたっちゃ同じことと言うなら、もうそれまでですけど、そのへんについてですね、ご検討いただけたらというように思います。

それから、南関町の人口でございます。先ほど平成13年度で90人だった新生児が、22年で63名、23年度では今度の出生予定を入れると88名になるということで、22年度を谷にしてちょっと右上がりに転じつつあるということでございました。このようにですね、これは多分あそこの雇用促進の住宅によるものが大きいかと思えますんですけど、そういったものでとにかく今はですね、住宅さえあれば人口はどんどん増える環境が出来ていると思ってるんですね。といいますのは、先ほどの地震の問題、原発の問題で、非常に関東地方に住む人たちがナーバスになっておりましてですね、そういう人のためにもどんどん増えてくるというような問題があります。しかも、もう一つの傾向としましてですね、若い人がですね、多くそこに入って来るんです。これは年配者は入って来ないです。若い人が入って来るのでですね、そういう方向でも、新たに生まれる人もまた期待できるということもございますので、ぜひそのへんもご考慮いただきたいというように思っております。

その次に、人口問題はこれで私の意見というか、そのへんでちょっと終わりますけれども、あと第5次の介護保険計画に入ります。これは審議員にお尋ねしますが、これは第3次と第4次の利用者の推移とですね、それから今回の第5次の、利用者だけでいいんですが、第5次の予算ではですね、利用者というのはどういう傾向で組んでおられますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） ただいまの10番議員、唐杉議員さんのご質問ですけれども、第4次介護計画におきましては、目標数から若干の利用者というのは少なくなっただけですけども、第5次におきましては、今の最終の23年度におきまして、認定者がすでに10月現在で37名増加をいたしております。その37名の増につきましても、介護度、1から5まであるんですけども、要支援は除かせていただきますけれども、介護度4、5の方が、前回の計画の中で進んでいきまして、平成22年度、162名の4、5の介護認定者がおられましたけれども、平成23年度、これはもう一番新しい資料ですけども、10月までで173名の認定を受けておられる方があり、この段階でもすでに11人の介護を受けられた方が増えているという状況でございます。この状況におきまして、今度の第5次介護保険の計画については十分検討して計画を進めていきたいと思っております。唐杉議員さんのご質問になる答弁ではないかとは思いますが、一応私におきましては以上のようなお答えをさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今、認定者増が37名ていうのと、この後のほうの11人増というのは、私としてはちょっと理解できなかったもので、もう少し分かりやすく説明してください。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 37名増といたしますのが、要支援1、要支援2、それから介護1から介護5まで、この認定者数が前年度から今年度におきまして、これは10月ということで先ほど申し上げましたけれども、37名の方が増えていると、認定者が増えているということでございます。それから、11名につきましては、あくまで介護度の重い4、5の方が22年度におきましては162名ということでございまして、平成23年度の10月においては173名、この差ということで11人の方が4、5の認定者が増えたということで数字を申し上げたところでございます。以上です。

○議長（本田眞二君） 残り5分です。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） だいたいこの認定者というのはトータルでいきますと何名ですかね。3,000名ぐらいでしょう。ちょっと合計で教えてください。今ね、37名増てなっておりますね。その37名の母数はどのくらい、それに対して37名増えたということで、そういうように言ってください。何名に対して何名増えたかということです。

○議長（本田眞二君） ちょっと時間を止めてください。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時01分

再開 午後3時02分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） どうも失礼しました。65歳以上が、おっしゃるとおり3,530人、そのうちに介護認定者が769人ということで、これから増加したということで約5%の増になっているところでございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 分かりました。だいたいそんなふうだろうと思っておりました。

それで、この予算の反映ですけど、今度の予算はこの37名を増分したところで使ってられるわけですね。今度の新しい介護保険の税の金額を決めるやつは、そういうふうに理解していいですか。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 今回の予算といたしますと、介護保険の計画の予算ということではなくて、今回の補正というような形で捉えて。ちょっともう一度よろしくお願いします。すみ

ません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 介護保険料を決める場合に、一番大きな要因は、私は人間の数だと思ってるんですよ。だから、その人間の数の推移がね、どんな具合かというのを知りたい。そのためにその基礎数をね、第4次の基礎数に対してね、どのくらいパーセント、今5%と言われたので、5%増やして組み立てをしたかどうかという質問をしてるわけですけど、分かりますか。

○議長（本田眞二君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時04分

再開 午後3時04分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） どうも失礼しました。

10番議員がおっしゃるとおり、37名が増加ということで、第5次の計画につきましてはそれを踏まえた形で計画を策定してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ちょっと時間が足りないんですが、最後にいっちょだけちょっと質問します。グループホームでですね、2ユニット増えて、小規模多機能によって1つ南関町に増えるわけですけど、それによって町の持ち出しがいくら増えるかというのをちょっと教えてください。

○議長（本田眞二君） 福祉課審議員。

○福祉課審議員（坂井智徳君） 確かに3施設増えるわけですけども、その持ち出しの金額については、ちょっと私が資料として数字を記憶しておりませんのでご了解いただきたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） じゃあ後ほどお尋ねしますので、よろしくお願いします。

いいです。もうこれで私の質問は終わります。

○議長（本田眞二君） 以上で10番議員の一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（本田眞二君） 以上で、本日していましたが一般質問は終了しました。

明日16日は、午前10時に本会議場にご参集ください。

本日はこれにて散会します。起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後 3 時 0 6 分